

年金制度改革に関する意見書

平成10年9月

社団法人関西経済同友会

経済政策委員会

1. はじめに

わが国経済社会は、経済の成長力が急速に鈍化する一方で、少子化の進行に歯止めがかからず、高齢化が世界に類を見ないスピードで進展する等、急速に成熟社会に向かいつつある。このような歴史的変化の中で、わが国の経済発展を支えてきた社会経済システムの限界が顕在化してきており、21世紀を迎えるにあたり、わが国が豊かで活力ある成熟社会を築くためには今までの諸制度を抜本的に見直すことが求められている。将に、政府の「変革と創造」を目指した六大改革はアクションの時を迎えている。

年金・医療・介護・福祉といった社会保障の諸制度は国家財政及び税制と表裏一体であり、21世紀の日本の活力を引き出す方向での改革を早急に進めることが重要である。当委員会では、特に平成11年度の財政再計算に向けて年金審議会を中心に改革議論の進みつつある年金制度について、抜本的改革が不可欠との認識のもとにその改革の方向に関する意見を取りまとめた。

現在、わが国経済は戦後最悪といわれる不況に直面しており、経済再生が喫緊の課題である。年金制度に対する不信感が老後への不安を醸成し個人消費を抑制していることも不況の一因となっている。長期的に持続可能な信頼のおける年金制度のビジョンを示し、早急に制度改革に着手することが必要である。

2. 現在の年金制度の問題点

①不公平

現在の公的年金制度は「社会全体で高齢者等を支える制度であり、その費用は社会全体で負担するもの」（年金白書）との考え方で成り立っている。然し乍ら、①少子高齢化の進展により、現行制度を維持するためには、現役・将来世代に過重の負担を強いることになること〔世代間の不公平〕、②国民すべてが平等に負担すべき基礎年金制度が、国民年金制度の大量の未納者・未加入者等の問題（国民年金制度の約1／3を占める）によって、第2号被保険者（厚生年金・共済年金加入者）に過度の負担をもたらしていること、③ライフ・スタイルの多様化により、専業主婦と働く女性の間の不公平感が生じていること等の問題が発生している。

②複雑な制度

現在の公的年金制度が、国民年金に加えて、厚生年金、公務員等の共済年金を包含していることから、本来、企業や個人の選択や責任に帰すべき問題にまで各種の制約がある。老後の保障は、公的年金に加えて私的年金、

退職金制度、貯蓄制度等と合わせ総合的に検討すべき課題であるにも拘わらず、厚生年金基金は厚生省、適格年金は大蔵省、財形貯蓄制度は労働省というように行政の管轄が入り組んでいることもあって総合的なビジョンが描けていない。公的年金制度に加え私的年金制度や医療保険、介護保険などと合わせ老後保障全体の在り方が討議されるべきでる。

③積立不足

公的年金制度は、これまで給付水準を引上げる一方、適正な保険料負担を求めてこなかった結果、厚生省の発表数値で報酬比例部分に350兆円にのぼる巨額の積立不足が生じている。現行の事実上の賦課方式を継続するとすれば、今後の少子高齢化の進展に伴い、将来世代の負担は極めて重くなり、又、企業に対しても過重の負担を強いることにも繋がり、日本経済の活力を削ぐことになる。

④硬直的

わが国経済社会の変化は、公的年金制度設立時に想定し得なかった個人のライフスタイルの変化をもたらし、今後も益々多様化していくことが予想される。主婦の就業を含む女性の社会進出、人材派遣などの職種拡大による新しい働き方の登場、高齢者の就業等に対して、公的年金制度は必ずしも対応できていない。

少子高齢化を迎えるわが国にあって年金を支える現役層の拡大を促すとともに、雇用の流動化に伴う転職の増加にも対応する私的年金も含む年金制度の再構築が必要となっている。

⑤情報開示

年金改革の議論に際し厚生省は年金審議会の議事録や資料をインターネットなどを使い公開するとともに、5つの選択肢を提起するなど、従来にないオープンな検討プロセスの開示を行っていることは評価できる。然しながら、選択肢の計算根拠や過程の詳細、シミュレーションのデータ、国民年金・厚生年金・各種共済年金の財政実態等については未だ情報開示が不十分といわざるを得ない。年金問題は年金の専門家のみならず、国民全員が議論すべきものであることを考えると、データを徹底開示しこれを民間が共有することによって透明性の高い議論を行うことが必要と考える。

3. 年金制度改革の方向

(1) 基本的な考え方

当委員会では、本来国民一人ひとりのものである年金制度について、「シンプル」「フェア」「フレキシブル」「自助努力を促進(セルフ・ヘルプ)」の基本理念の下に将来のあるべき姿を早急に検討し、21世紀

の高齢化社会の支えとなるべき制度として再構築することが必要と考える。国がその負うべき役割を明確にした上で透明性の高い制度を提示することにより、国民一人ひとりが自己責任原則に基づいて個々に将来設計を行い行動することが可能となり、現在の個人消費低迷の一因となっている個人の将来への不安を払拭できるものとする。

同時に、年金制度の改革は国の財政改革、税制改革と一体のものであり、公と私の役割の明確化とともに「自らの努力が報われる」社会を目指した税制を含めた制度改革が必要と考える。

(2) 年金制度改革に関する具体的方向

① 公的年金は国民全員を対象とした基礎年金制度に特化

現在の公的年金制度は、国民年金対象者の約 1 / 3 が未加入者・未納者・免除者で占められおり、既に「国民皆年金」の原則から外れている。「公的年金は、国民全員を対象として老後を保障すべきもの」と考えれば、抜本的改革に早急に着手すべきである。

公的年金制度は「国民全員に最低限の老後を終身保障する」ことを目的に、報酬比例部分を切り離し、基礎年金部分に特化すべきと考える。基礎年金部分が保障するナショナル・ミニマムの水準については社会保障制度にとって極めて重要な問題であり、負担とのバランスを含め国民的な議論の上で決定すべきと考える。基礎年金部分は「国民全体で広く薄く財源を負担する」ことが肝要であり、財政方式を現行の賦課方式を継続することとし、財源については現行の社会保険料から間接税（目的税）に移行することを提案する。間接税を財源とすることによって、第2号被保険者の過重な負担感や専業主婦と働く女性との不公平などの払拭にも結びつく。

② 公的年金報酬比例部分の民営化と私的年金の充実を

a) 報酬比例部分の民営化

公的年金から切り離した報酬比例部分については、「世代間の扶助」の役割を基礎年金部分に委ねることによって、「自助努力による年金」に特化すべきと考える。そのためには財政方式を現行の修正積立方式（事実上の賦課方式）から完全積立方式に移行するとともに、当該積立部分を民営化することが必要であるとする。

尚、民営化することについては、行政改革委員会の「行政関与の在り方に関する基準」（平成8年12月）に述べられている「世代間の負担の公正を確保するという観点から、若年世代老年世代、あるいは現在の世代と将来の世代の間の世代間の所得再配分効果の強い施策からは原則として撤退する」との方針とも合致する。

b) 私的年金の充実

更なる老後保障の上乗せ部分については企業年金、個人年金の私的年金に役割を委ね、自らの保障は自らが積み立てる仕組みを奨励するとともに、その選択肢を拡大することが肝要である。そのためには、税制を含めたインセンティブの整備が重要であり、この整備とともに、確定拠出型年金の導入などによる選択肢の拡大の施策が不可欠である。

c) 年金税制の改革

現行の年金税制は年金の種類によって扱いが異なっており、早急に拠出時・運用時非課税、給付時課税の原則に則った税制の一元化を図るとともに、高齢者の公的年金等所得控除廃止と総合課税の導入を検討すべきと考える。高齢者層においても収入レベルは幅広く分布していることから、年金やその他の老後保障に関わる収入も含めて受給時に課税することによって老後世代の中での公平性と高齢者世代と現役世代の公平性が図れるとともに、現役世代にとっては将来に備えた拠出を促すことに繋がると考える。

税制整備の際には、①年金の種類によって格差を生じさせないこと、②労働力の流動化に対応しポータビリティを確保すること、③確定拠出型年金の導入にも対応できること、等にも留意が必要である。

尚、当委員会では今後、報酬比例部分民営化(私的年金への移行)の具体的方向づけとともに、企業年金等の私的年金について税制、企業会計面等も含め検討を進め、年金制度全体について提言する予定である。

③報酬比例部分の積立不足対策を明確に

報酬比例部分の積立方式への移行に際して、現行の賦課方式に起因する積立不足が顕在化する。この巨額の積立不足を如何に解消するかが問題となるが、これは政府のこれまでの施策に起因するものであり、政府の責任は免れない。世代間の不公平を極力抑制し円滑に完全積立方式に移行するためには、先ず350兆円の積立不足額そのものの縮小を図ることが肝要であり、その手段として、以下の施策をはじめとする諸対策を実施すべきと考える。

<積立不足削減のための施策>

①給付水準の引下げ

給付水準の引下げにより積立不足を縮小させることが可能である。

現状を十分に説明し国民の納得を得た上で、賃金スライド制の廃止を含め給付水準の引下げを実施する。

②在職老齢年金の適用拡大

労働年齢が高齢化することを踏まえ、年金受給時に一定額以上の勤労所得のある階層には、年金を支える側に回るという観点から、

在職老齢年金制度(給付のカットと保険料負担)の65才以上への適用拡大が必要である。

③年間給与に対する保険料率設定

現在月収のみを標準報酬として保険料を徴収しているが、雇用制度の多様化に対応して年俸制が拡大している。この動きに対応し、ボーナス部分を保険料・給付の算定に反映する必要がある。

④他の社会保障制度との整合性

医療保険や介護保険等の他の社会保障制度との整合性を図り、二重給付を解消することも検討すべきと考える。

このような施策を実施した上で、どうしても残る積立不足の問題については、長期間をかけて特定の世代に過重の負担とならない筋道を示すとともに、選択肢のひとつとして「国債によるファイナンス」も検討すべきである。

以 上

平成10年度 経済政策委員会 常任委員会名簿

(敬称略・順不同)

委員長	伊 藤 進一郎	住友電気工業	専 務
副委員長	野 田 宏	阪急百貨店	専 務
	高 橋 長 逸	住信基礎研究所	社 長
	柿 本 寿 明	日本総合研究所	副社長
	錢 高 一 善	錢 高 組	社 長
	塚 本 利 彰	松下電器産業	会長室長
	原 宜 二	池田銀行	副頭取
	高 林 昌 嗣	京阪神不動産	特別顧問
	後 藤 洋 治	関西電力	取締役
	藤 原 菊 男	島津製作所	会 長
	田 中 英 俊	三和銀行	事業調査部部長
	高 田 宥	さくら銀行	常 務
常任委員	池 田 英 信	大 林 組	専 務
	亀 田 雅 敏	住友生命保険	常任監査役
	北 原 洋 司	日本旅行	常務関西営業本部長
	木 村 啓 介	関西国際空港	副社長
	栗 田 庄三郎	エス・バイ・エルトラスト	社 長
	小 林 剛	富士銀行	常務(関西駐在)
	高 橋 達 雄	日本開発銀行	大阪支店副支店長
	友 松 康 夫	サントリー	専 務
	鳥 山 秀 貞	NTTデータ通信	常務関西支社長
	西 井 雄 三	ナニワ印刷	会 長
	福 田 耕 作	松 村 組	社 長
	政 友 弘	サカタインクス	特別顧問
	村 田 允	C S K	相談役
スタッフ	三 嶽 新太郎	住友電気工業	取締役
	斉 藤 隆 文	住友電気工業	財務部長
	森 川 卓	住友電気工業	人事部労政課長
	須 田 真	住友電気工業	資材部資材課長
	荒 木 直 也	阪急百貨店	経営政策室業務専任
	村 木 信 爾	住友信託銀行	調査部調査役
	西 村 信 幸	日本総合研究所	調査部(大阪)マネジャー兼主席研究員

	蜂屋勝弘	日本総合研究所	調査部(大阪)研究員
	中元慎二	銭高組	総務部財務課課長
	宮本秀一	松下電器産業	会長室渉外部長
	仁頃孝二郎	池田銀行	資金証券部長
	原田雅男	京阪神不動産	取締役総務部長
	松尾佳紀	関西電力	経理室財務課長
	桜井中	島津製作所	経営企画室部長
	川瀬卓	三和総合研究所	調査部副主任研究員
	武内明	さくら銀行	調査部金融調査課調査役
代表幹事スタッフ	天野富彰	日本生命保険	企画広報部課長
	中村仁	西日本旅客鉄道	経営企画部次長
	藏原潮	西日本旅客鉄道	経営企画部主席
事務局	萩尾千里	関西経済同友会	常任幹事・事務局長
	梅名義昭	関西経済同友会	企画調査部副部長
	松尾康弘	関西経済同友会	企画調査部課長
	猪熊未奈子	関西経済同友会	企画調査部

年金制度改革に関する意見書（ポイント）

平成10年9月
関西経済同友会
経済政策委員会

1. はじめに

- ・低成長・少子高齢化の中で豊かで活力ある成熟社会を築くため構造改革が必要
- ・年金制度への不信感が老後への不安を醸成し個人消費を抑制→景気低迷の一要因

国民の視点から抜本的改革を検討

長期的に持続可能な信頼における年金制度のビジョンの提示と
早急な改革着手が必要

2. 現在の年金制度の問題点

—政府の責任大—

①不公平

- ・世代間の不公平
大正13年生まれ 保険料負担 700万円→年金給付額 6,100万円
昭和59年生まれ " 6,300万円→ " 5,800万円
- ・国民年金の未納者、未加入者
国民保険加入者1,936万人に対して664万人（約3分の1）が未納・免除・未加入
→第二号被保険者（サラリーマン、公務員）に過重の負担
- ・専業主婦と働く女性
専業主婦は保険料未払で基礎年金給付あり

②複雑な制度

公的年金	(厚生省)	} 総合的ビジョン描けず
厚生年金基金	(厚生省)	
適格年金	(大蔵省)	
財形貯蓄	(労働省)	

③積立不足

報酬比例部分に350兆円の積立不足→将来世代・企業への過重な負担

④硬直的

ライフスタイルの変化（女性の社会進出、人材派遣など）

⑤情報開示不十分

シミュレーション・データ、各種年金の財政実態など未だ情報開示不十分

3. 年金制度改革の方向

シンプル (Simple)
フェア (Fair)
フレキシブル (Flexible)
セルフヘルプ (Self-help)

透明性の高い制度
国民が自己責任原則に基づいて将来設計

自らの努力が報いられる社会を目指した制度改革

①公的年金は国民全員を対象とした基礎年金制度に特化

- ・国民全員に最低限の老後を终身保障する目的
- ・最低限（ナショナル・ミニマム）の水準は国民的議論が必要
- ・国民全体で広く薄く負担 → 間接税方式へ移行

②公的年金報酬比例部分の民営化

- ・民営化（国の役割は基礎年金、ナショナル・ミニマム確保に限定）
- ・豊かな老後は自助努力で 賦課方式→積立方式

	基礎年金	報酬比例部分
目的	国民全員に最低限の生活を保障	自助努力による給付
官民分担	公的年金	民営化
財政方式	賦課方式	積立方式
徴収方法	税方式（間接税）	社会保険方式

③私的年金の充実

- ・選択肢の拡大 確定給付と確定拠出
- ・ポータビリティの確保
- ・年金税制の改革
拠出時・運用時非課税、給付時課税の原則に一元化
確定拠出型年金に優遇制度導入

④報酬比例部分の積立不足に明確に対処

積立不足は政府の施策に起因

- ・政府の解決策は賦課方式による先送り（給付水準引下げと保険料率引上げ・A～D案）
- ・追加施策（案）
 - ・在職老齢年金の適用拡大（65歳以上にも拡大）
 - ・総報酬制の採用
 - ・給付の賃金スライド廃止
 - ・他の社会保障制度との整合性（医療保険や介護保険との整合性、二重給付の解消）

- ・長時間をかけて特定の世代に過重の負担とならない道筋を
- ・国債によるファイナンスも検討課題

〔少子高齢化の進展〕（資料5）[出典: 年金審議会資料]

	1995 年	2050 年	
① 老年人口	14.8%	32.3%	…65 歳以上
② 生産人口	69.3%	54.6%	…15~64 歳
①/②	21.4%	59.1%	

(生産年齢 5 人に老人 1 人) (生産年齢 2 人に 1 人)

〔社会保障給付費の推移〕（資料2）[出典: 年金審議会資料]

	1970 年	1994 年	1995 年
高齢化率	7.1%	14.1%	
(65 歳以上の割合)	(高齢化社会の仲間入り)	(1994.10.1 現在)	
社会保障給付費	3.5 兆円	60.5 兆円	64.7 兆円
年金給付費	0.9 兆円	31.0 兆円	33.5 兆円
(対社会保障給付費)	24.3%	51.3%	51.8 %
(対国民所得比)	1.4%	8.3%	8.8 %
医療費		22.9 兆円	24.1 兆円

25 年間で社会保障費は 17 倍。社会保障費の半分以上が年金給与。

医療費より年金の伸びが大。

〔国民負担率の将来推計〕（資料3）[出典: 年金審議会資料]

		1994 年度実績	2025 年(現行ケース)
国民負担率	NI 比	35.8%	51.5%
(潜在的国民負担率)	NI 比	(39.2%)	(73.4%)
内社会保障負担率	NI 比	12.5%	18.3%
内社会保障給付率	NI 比	14.1%	33.8%

現行制度の下では、2025 年の国民負担率は 51.5%(財政赤字込 73.4%)。

…財政赤字を含む。

〔世代間の年金給付額と保険料負担の関係〕（資料7）[出典: 平成9年度版 年金白書]

現行年金令	①年金給付額	②保険料負担額	①/②
70 歳[大正 13 年/1924]	6,100 万円	700 万円	8.7 倍
50 歳[昭和 19 年/1944]	6,200 万円	2,800 万円	2.2 倍
30 歳[昭和 39 年/1964]	5,800 万円	4,800 万円	1.2 倍
10 歳[昭和 59 年/1984]	5,800 万円	6,300 万円	0.9 倍
-10 歳[平成 16 年/2004]	5,800 万円	6,700 万円	0.9 倍

若い世代ほど負担大。

〔未納、未加入等の状況〕（資料8）[出典: 平成9年度版 年金白書]

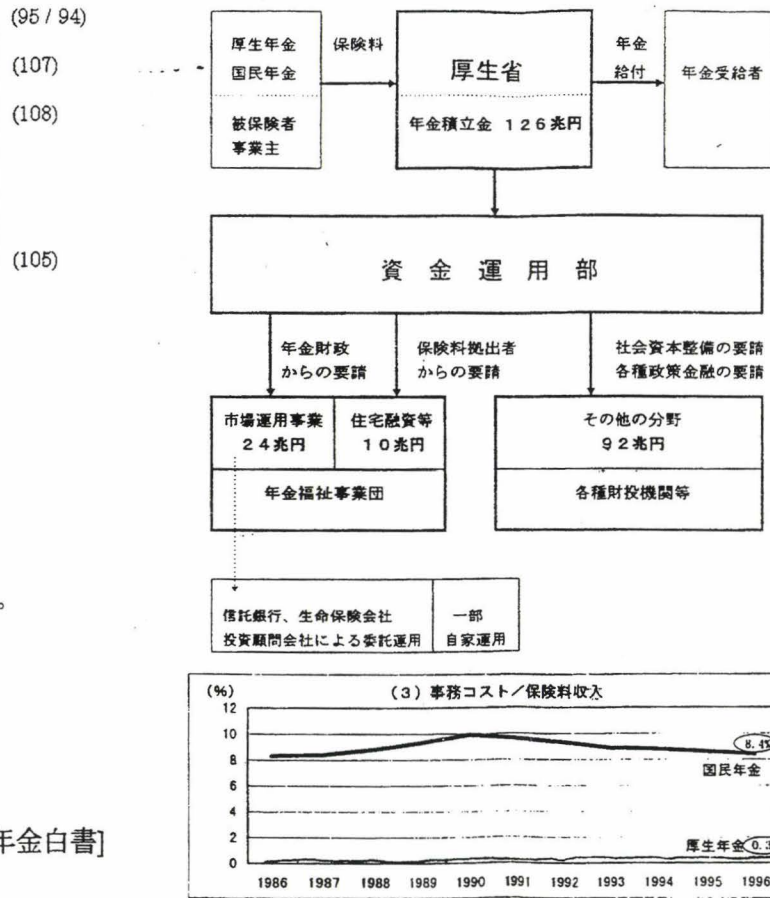
第一号被保険者(自営業者等)	保険料納付者	未納者	免除者	未加入者
1936 万人	1430 万人	172 万人	334 万人	158 万人

第一号被保険者の 1/3 が、未納者、免除者、未加入者。

〔積立方式と賦課方式の比較〕（資料6）[出典: 年金審議会資料]

	積立方式	賦課方式
考え方	将来の年金給付に必要な原資を 保険料で予め積立していく方式	年金給付に必要な費用をその時々 の現役加入者からの保険料で賄う方式
保険料	保険料率は基本的に積立金の 運用益により決まるため、金利 変動の影響を受けやすい。(人口 構成の変動の影響は受けにくい。)	保険料率は基本的に年金受給者と 現役加入者の比率により決まるため、 人口構成の変動の影響を受けやすい。 (金利変動の影響は受けにくい。)

〔公的年金積立金の流れ(金額: 1996 年度末残高)〕（資料19）



国民年金の事務費負担率大。

〔税法式導入について〕（資料16）[出典: 年金審議会資料]

	現行	消費税方式導入後
消費税率	5 %	現行国庫負担分は一般財源充当 8. 2 % (3.2%増) (*1) 現行国庫負担分も消費税充当 9. 3 % (4.3%増)
国民年金保険料	月額 13,300円	月額 0円
厚生年金保険料率	17.35%	13.05% (4.3%減)

(*1) ピーク時 (2025 年) には消費税率の引上げ幅は 6. 1 %。

基礎年金を消費税で賄う場合、3.2%の税率 up の反面、

国民年金保険料は、負担なし。厚生年金保険料は、4.3%減。

〔公的年金民営化の提言と問題点〕（資料18）[出典: 年金審議会資料]

民営化提言の要点	民営化の問題点
・現役世代の負担の軽減 ①報酬比例年金廃止 基礎年金のみ ②公的年金の圧縮(スリム化)	・報酬比例年金の廃止 (特に企業年金のない被用者の老後の 所得保障の問題)
・自助努力・選択幅の拡大 企業年金、個人年金への移行	
・積立方式への移行 制度の収益率の改善 世代間の負担の不公平の是正 貯蓄・労働の促進	・積立方式への移行 ①物価・賃金の変動の危険性への対処可能性 ②切替時の二重の負担 * 厚生年金の過去期間の債務(後代負担) 現在価値総額 350 兆円 =1000 万円 / 被保険者 1 人(一時金) =保険料率 5%分 / 被保険者 1 人
・積立金運用の効率化	

〔年金種類別の税務上の取扱〕（資料26）

	適格年金制度	厚生年金基金制度	個人年金制度
(拠出時)			
会社拠出金	経費として損金算入	経費として損金算入	—
従業員掛金	原則として従業員負担無し 生命保険料控除を適用 (控除限度額 5 万円)	社会保険料控除を適用	生命保険料控除を適用 (個人年金保険料 控除限度額 5 万円)
(資産課税)	特別法人課税 約 1 %	原則非課税	原則非課税
(受給時)	退職年金: 雑所得として課税 課税所得 = 年金給付額 - 公的年金等控除額 - 配偶者控除 - 基礎控除	雑所得として課税 課税所得 = 年金給付額 - 公的年金等控除額 - 配偶者控除 - 基礎控除	雑所得として課税 課税所得 = 年金給付額 - (年金年額 × 支払保険料総額 ÷ 年金総額)

注 (適格年金の所得区分)
退職一時金: 退職所得
遺族年金: 相続税課税対象
遺族一時金 /

年金制度によって異なる取扱い。

〔公的年金等の課税最低限(平成8年分所得)〕（資料24）

65 歳以上 夫婦: (配偶者が 70 歳以上) 3,346 千円
(参考) 現役世代 (給与所得者) の課税最低限 夫婦: 209.5 万円

老年世代を優遇。

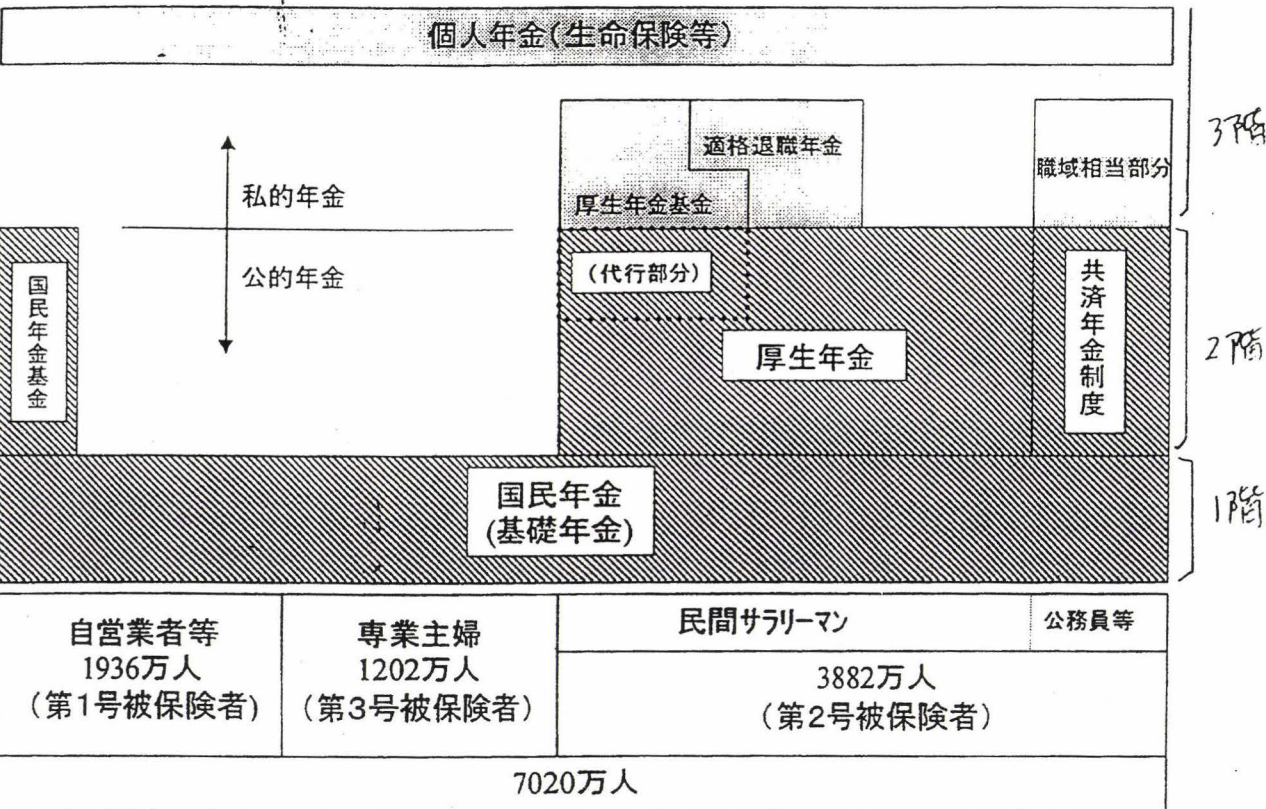
[出典: 年金審議会資料]

〔現役サラリーマン A 氏と退職者 B 氏の課税状況〕（資料25）

(東京ファイナンシャルプランナーズ試算、単位円、▲は控除額)	
— A 氏(30) の場合 —	— B 氏(65) の場合 —
給与収入 4,000,000	〈夫〉 〈妻〉
給与所得控除 ▲1,340,000	年金(基礎・厚生 2,680,400 (基礎・厚生 975,300
社会保険料 ▲423,036	年金) 収入 振替加算)
配偶者控除 ▲760,000	公的年金等控除 ▲1,420,100 ▲1,400,000
配偶者特別控除	雑所得(年金以外) 344,300
基礎控除 ▲380,000	社会保険料 ▲105,000
課税所得 1,096,000	老年者控除 ▲500,000
	配偶者控除 ▲760,000
	配偶者特別控除
	基礎控除 ▲380,000
所得税 109,600	課税所得 0 0
住民税 54,800	

[出典: 日経新聞'97 年 4 月 27 日]

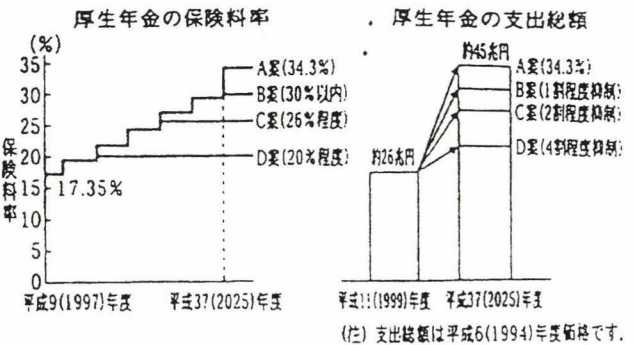
現行の年金制度体系 (資料1)



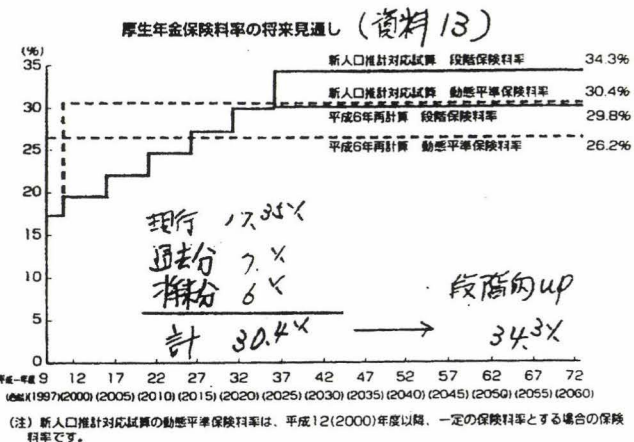
(出典:平成9年度版年金白書、加入者数は1997年3月末現在)

厚生省の示した「5つの選択肢」(資料11)

- A案 現行制度の給付設計を維持する案**
 前回の平成6(1994)年改正に基づく給付水準や支給開始年齢等を維持する。
 厚生年金の最終保険料率は、月収の34.3%(ボーナスを含む年収の26.4%)に上昇。
- B案 厚生年金保険料率を月収の30%以内にとどめる案**
 厚生年金の最終保険料率を、前回の平成6(1994)年改正の前提であった月収の30%(ボーナスを含む年収の23%程度)以内にとどめることとし、その範囲内に収まるよう給付設計を見直す。
 平成37(2025)年度時点で支出総額を1割程度抑制することが必要。
- C案 厚生年金保険料率を年収(ボーナスを含む)の20%程度にとどめる案**
 厚生年金の最終保険料率を、ボーナスを含む年収の20%程度(月収の26%程度)にとどめることとし、その範囲内に収まるよう給付設計を見直す。
 平成37(2025)年度時点で支出総額を2割程度抑制することが必要。
- D案 厚生年金保険料率を現状程度に維持する案**
 厚生年金の最終保険料率を、現状程度の月収の20%程度(ボーナスを含む年収の15%程度)にとどめることとし、その範囲内に収まるよう給付設計を見直す。
 平成37(2025)年度時点で支出総額を4割程度抑制することが必要。
- E案 厚生年金の廃止(民営化)案**
 公的年金は基礎年金を基本に一階建ての年金とするともに、厚生年金は廃止し、積み立て方式による民間の企業年金または個人年金に委ねる。

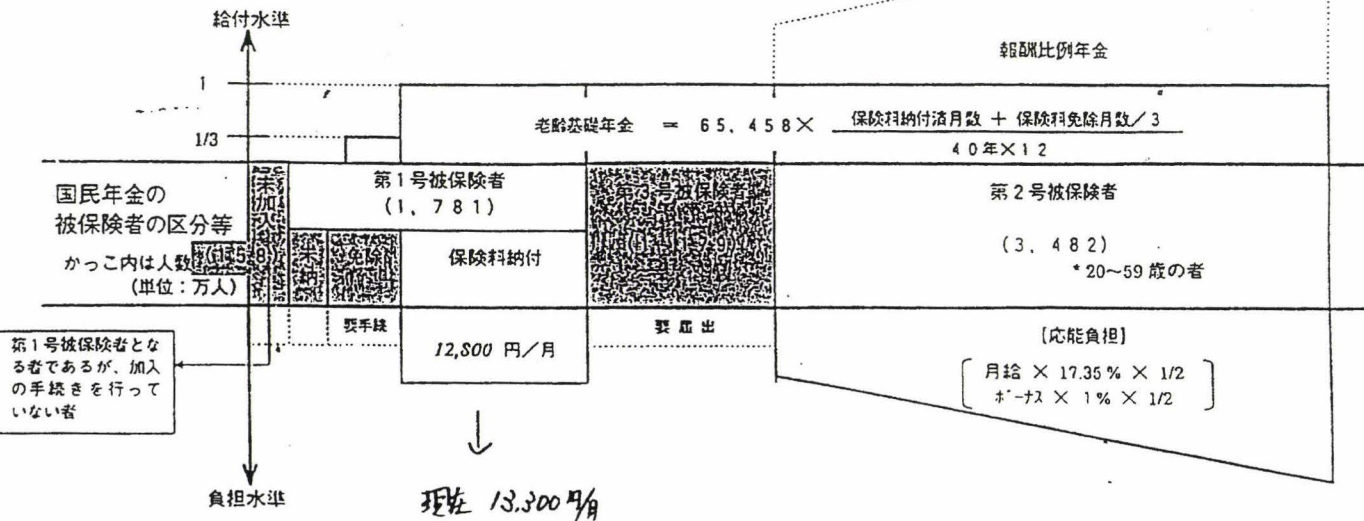


(資料) 厚生省 [1998]

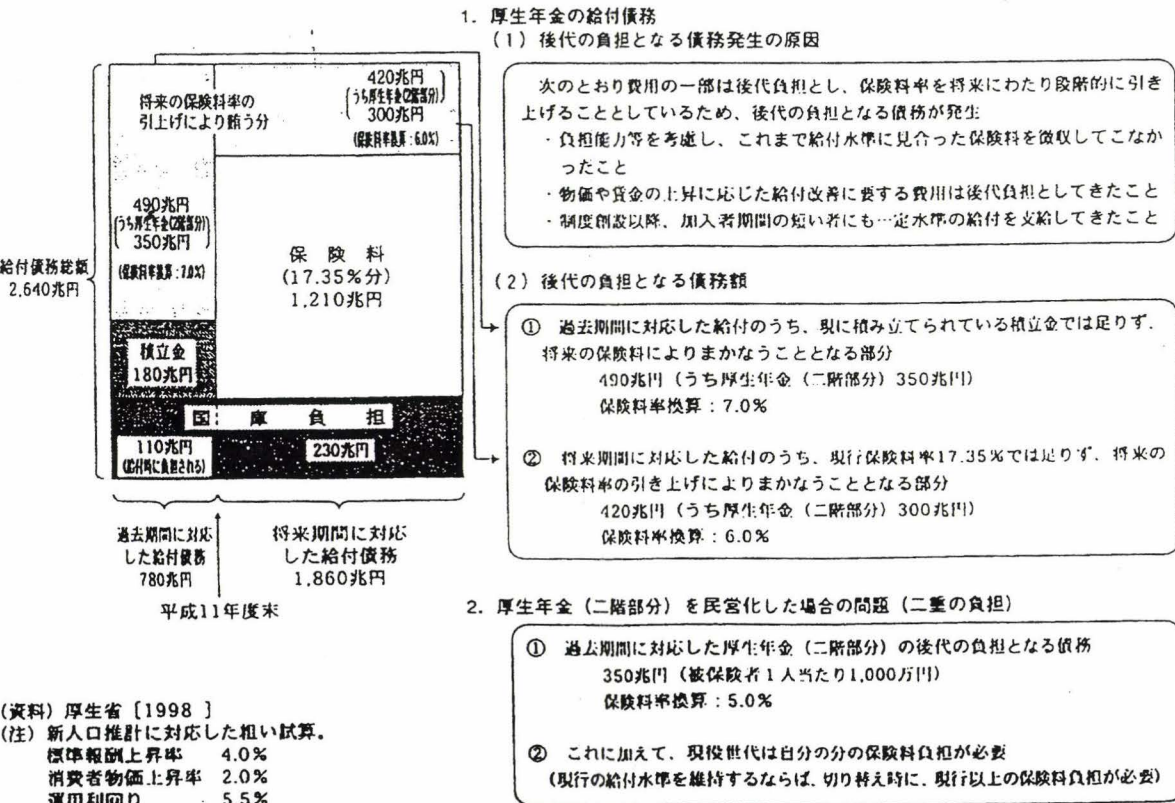


国民年金被保険者の負担と給付の現状について (金額は、平成9年度価格) (資料9)

(注) 人数は、「平成7年公的年金加入状況等調査」(社会保険庁、H7.10.15時点。兵庫県を除く。)及び「世帯年報」(社会保険庁)によった。



厚生省の示す民営化にあたっての「二重の負担」(資料10)

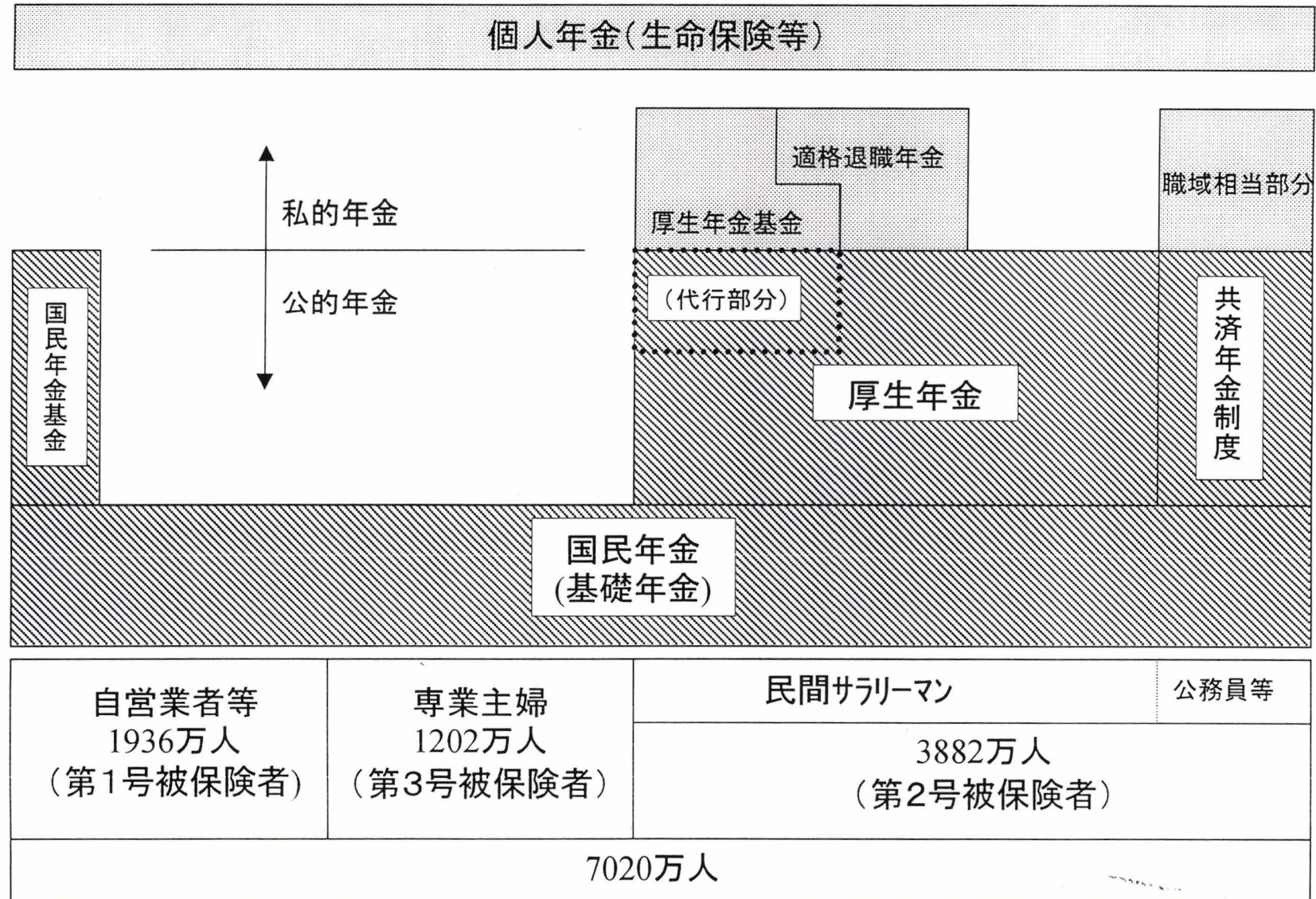


(資料) 厚生省 [1998]
 (注) 新人口推計に対応した粗い試算。
 標準報酬上昇率 4.0%
 消費者物価上昇率 2.0%
 運用利回り 5.5%

参考資料

1. 現行の年金制度体系
2. 社会保障給付費の推移
3. 国民負担率の将来推計
4. 国民負担率の推移
5. 人口構成の推移と見通し
6. 積立方式と賦課方法の比較（主に報酬比例年金について行われている議論）
7. 厚生年金制度における世代間の年金給付額と保険料負担の関係（概念図）
8. 未加入、未納等の状況
9. 国民年金被保険者の負担と給付の現状について
10. 積立不足と二重負担
11. 21世紀の年金を選択する一年金改革・5つの選択肢－（概要）
12. 厚生省が示した厚生年金の保険料率と年金月額を選択肢
13. 厚生年金保険料率の将来見通し
14. ナショナル・ミニマム議論のための資料
15. 社会保険方式と税方式
16. 税方式導入について
17. 諸外国の基礎年金制度
18. 公的年金民営化の提言と問題点
19. 公的年金積立金の流れ
20. 公的年金の事務コスト
21. 確定拠出型年金
22. 総報酬制導入に伴う負担と給付の在り方
23. 施設入所者に対する費用徴収等の現状
24. 老齢年金に対する課税の仕組み
25. 現役サラリーマンA氏と退職者B氏の課税状況
26. 年金種類別の税務上の取扱

1. 現行の年金制度体系

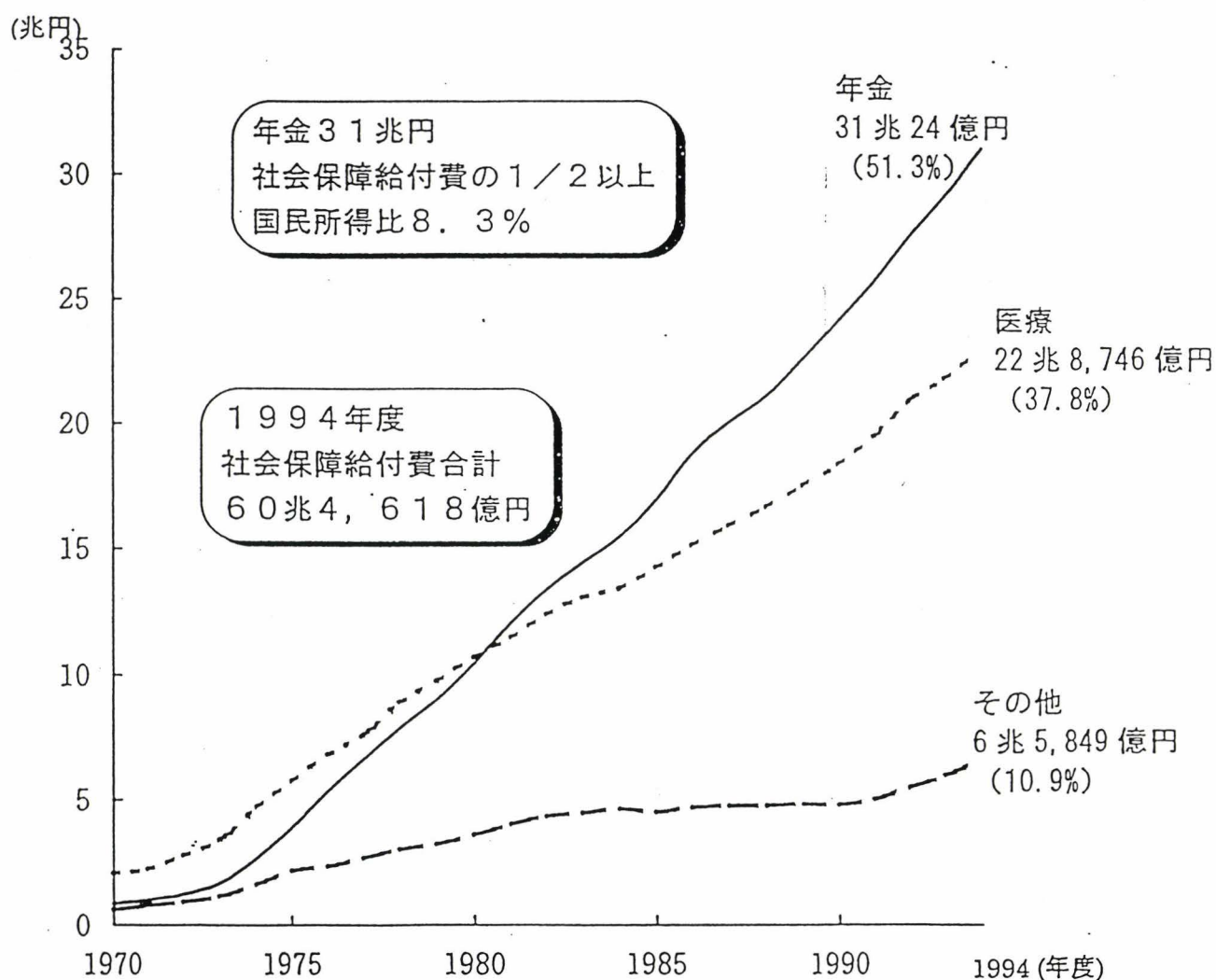


(出典: 平成9年度版年金白書、加入者数は1997年3月末現在)

2. 社会保障給付費の推移

○ 年金を始めとした社会保障給付費は、高齢化の進行に伴い、年々増大しており、平成6年度では60.5兆円となり、このうち年金は31.0兆円と半分以上（51.3%）を占め、国民所得比で8.3%となっている。

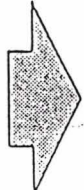
	昭和45年度(1970)	平成6年度(1994)
高齢化率 (65歳以上の割合)	7.1% (高齢化社会の仲間入り)	14.1% (H6.10.1現在)
社会保障給付費	3.5兆円	60.5兆円
年金給付費 (対社会保障給付費)	0.9兆円 24.3%	31.0兆円 51.3%
(対国民所得比)	1.4%	8.3%



(出典：年金審議会資料)

3. 国民負担率の将来推計（経済審議会 財政・社会保障問題ワーキンググループ）

○ 現行のままでは、将来の国民負担率は51.5%となり、これに一般政府財政収支の赤字分を加えた潜在的国民負担率は7割を超えるものと見込まれる。潜在的国民負担率を5割以内とするためには、社会保障制度改革と財政支出抑制の両方を実施することが必要。

		94年度実績	⇒	2025年度			
				現行ケース	社会保障制度改革(1)	財政支出抑制(2)	(3) [(1)+(2)]
国民負担率	NI 比	35.8%		51.5%	48.7%	51.4%	48.4%
(潜在的国民負担率)		(39.2%)		(73.4%)	(60.0%)	(59.0%)	(-)
うち社会保障負担率	NI 比	12.5%		18.3%	17.3%	18.1%	17.2%
うち社会保障給付率	NI 比	14.1%		33.8%	27.0%	35.1%	27.4%
一般政府財政収支	GDP 比	△2.6%		△14.7%	△8.3%	△5.7%	1.7%
	NI 比	△3.4%		△21.9%	△11.3%	△7.6%	2.2%
うち社会保障基金収支	GDP 比	2.9%		△5.8%	△0.6%	△7.8%	△1.3%
一般政府資産残高	GDP 比	△7.5%		△153.4%	△96.8%	△50.2%	10.7%
うち社会保障基金残高	GDP 比	42.5%		△9.9%	41.5%	△18.4%	39.6%
経常海外余剰	GDP 比	2.7%		△14.3%	△5.6%	△6.0%	3.6%
平均経済成長率（2011～2025年）		1.9%		1.1%	1.4%	0.9%	1.2%

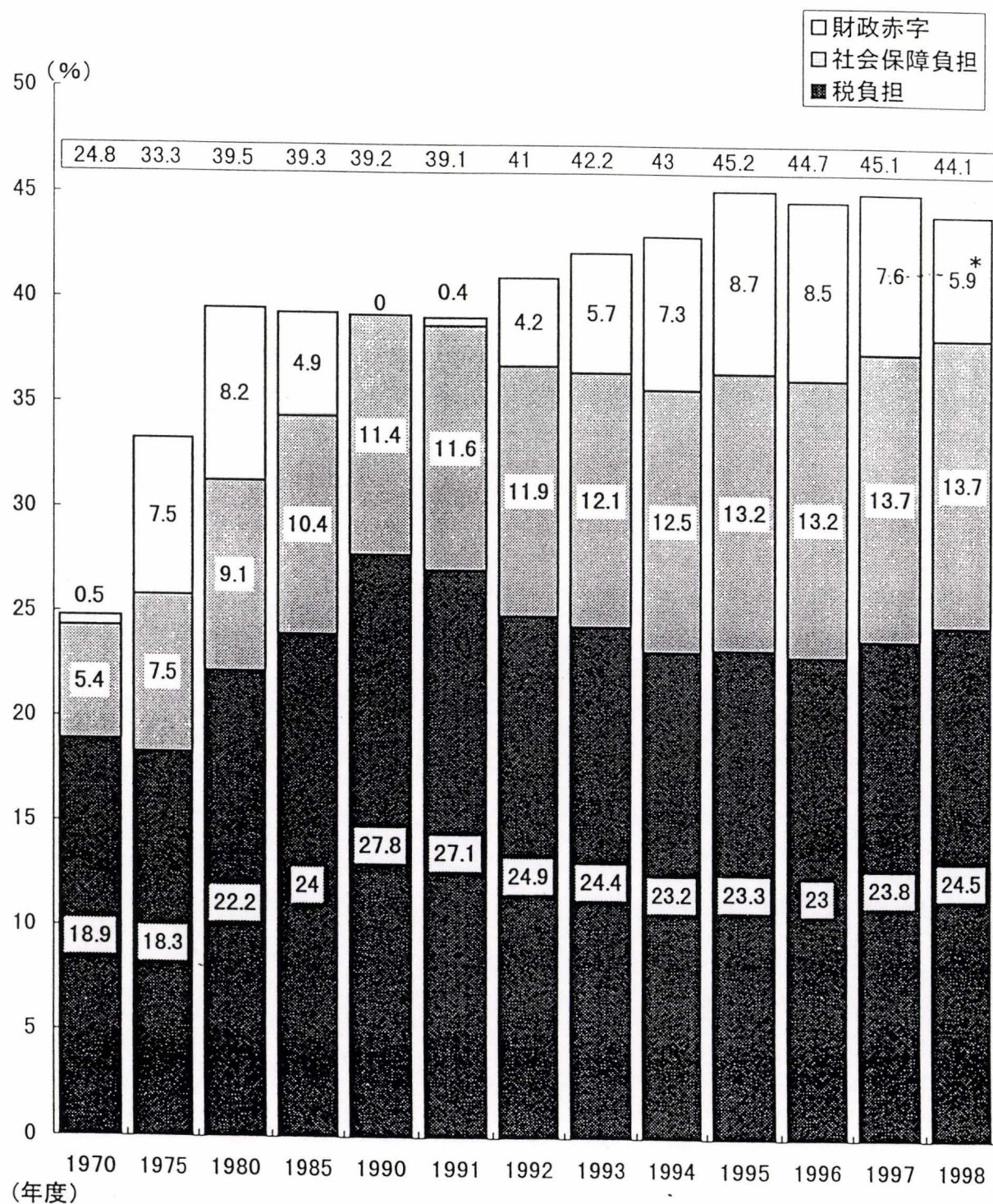
（注1）社会保障制度改革：年金の完全65歳支給をはじめ、医療、介護、育児、雇用等各分野における制度の変更を想定

（注2）実質政府支出の伸びをゼロとし、加えて政府最終消費支出の削減を想定

（注3）潜在的国民負担率 = 国民負担率 + 一般政府財政収支

（出典：年金審議会資料）

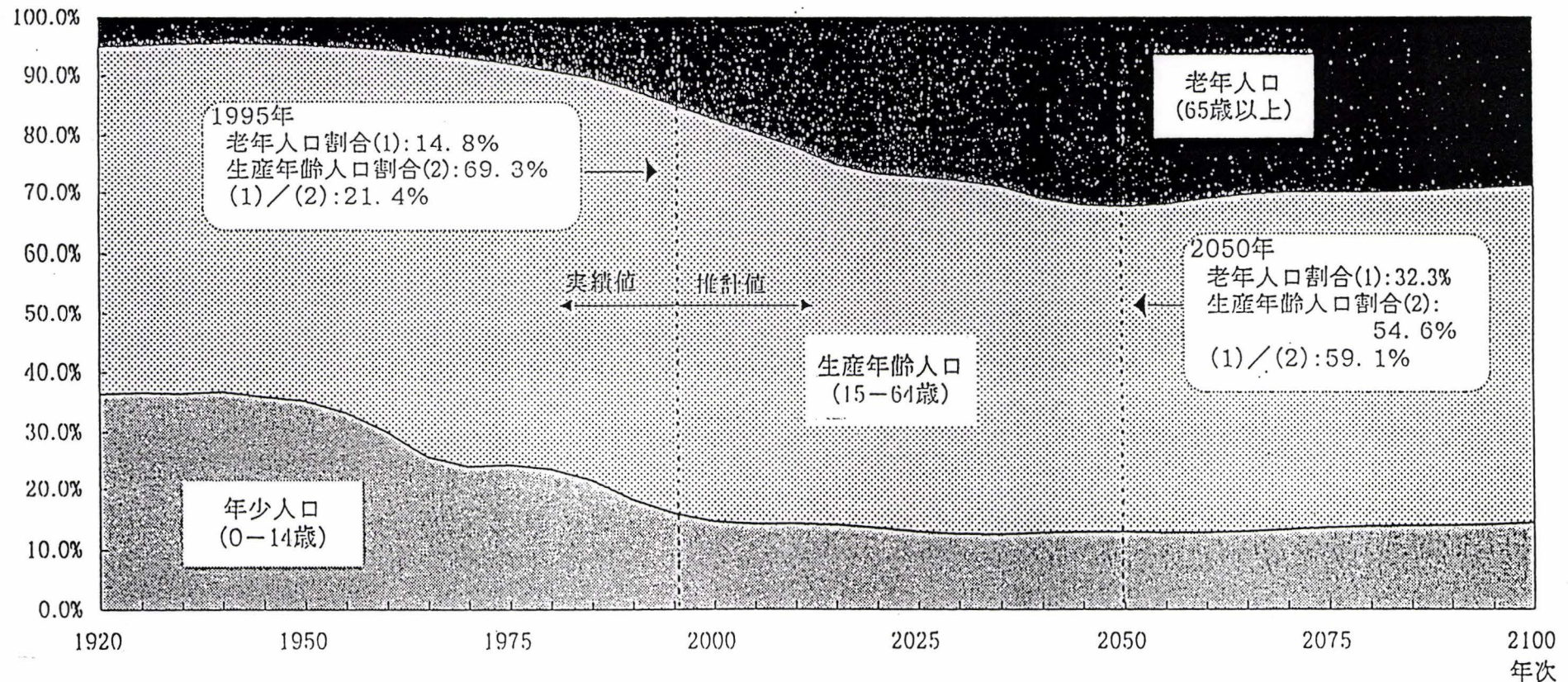
4. 国民負担率の推移



(注) 1996年度までは実績、1997年度は実績見込み、1998年度は当初見込みである。
 (*) の計数は、財政赤字のうち、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の一般会計承継に係る分を除いたベースである。

5. 人口構成割合の推移と見通し

○ 我が国の人口構造は、老年人口の生産年齢人口に対する割合（65歳以上人口／15～64歳人口）が、1995年の21.4%から2050年には59.1%に達するなど、一層の少子・高齢化が見込まれている。



(出典) 総務庁統計局「平成7年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成9年1月)により作成。

(出典：年金審議会資料)

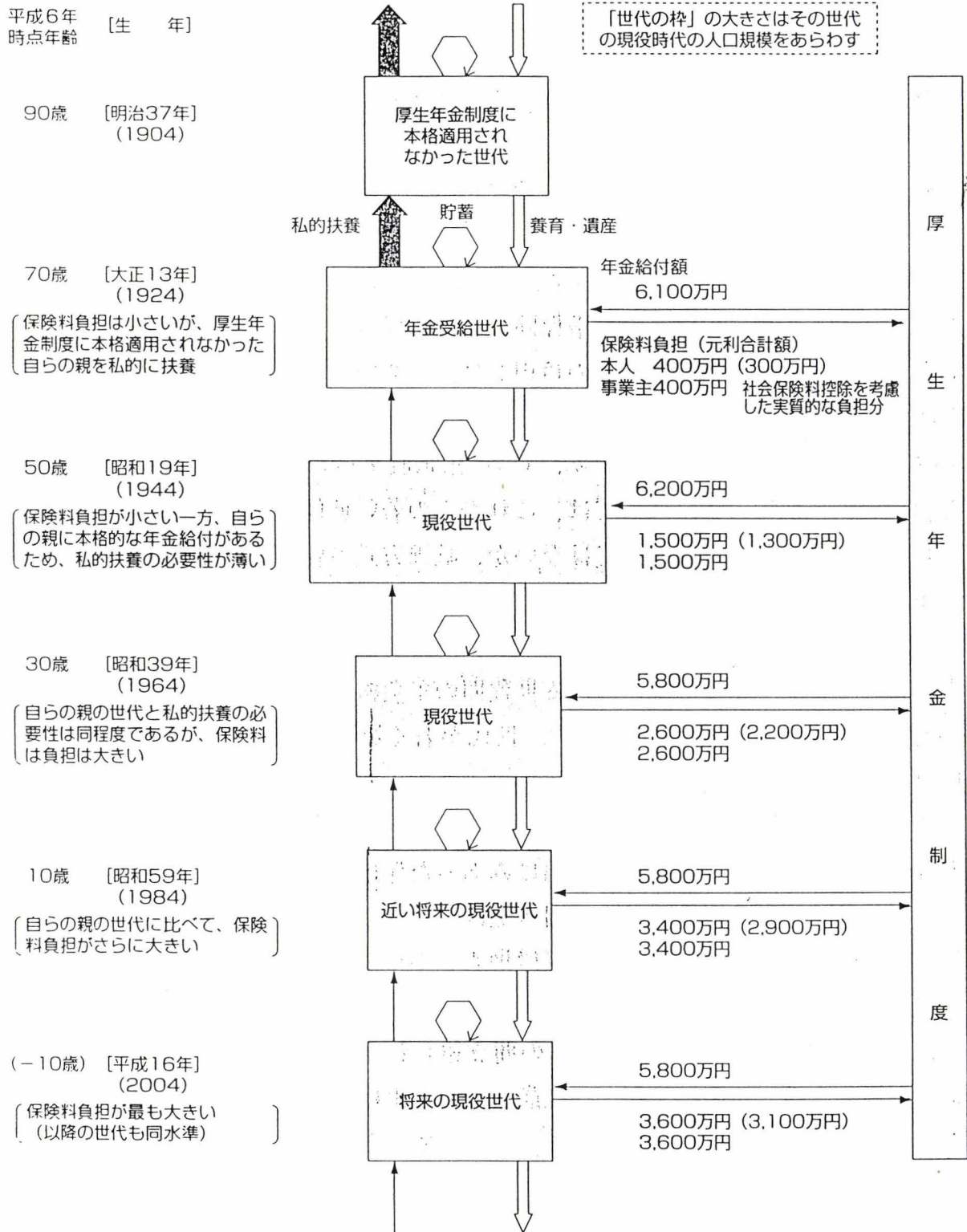
6. 積立方式と賦課方式の比較

(主に報酬比例年金について行われている議論)

	積立方式	賦課方式
考え方	○ 将来の年金給付に必要な原資を保険料であらかじめ積み立てていく方式	○ 年金給付に必要な費用をその時々 of 現役加入者からの保険料で賄う方式
保険料率	○ 保険料率は基本的に積立金の運用益により決まるため、金利変動の影響を受けやすい(人口構成の変動の影響は受けにくい) ○ $(賃金上昇率 + 人口成長率) < 利子率$ の場合、賦課方式に比べ、保険料率が低くてすむ	○ 保険料率は基本的に年金受給者と現役加入者の比率により決まるため、人口構成の変動の影響を受けやすい(金利変動の影響は受けにくい) ○ $(賃金上昇率 + 人口成長率) > 利子率$ の場合、積立方式に比べ、保険料率が低くてすむ
経済変動への対応	○ 賃金上昇、インフレがあった場合には、現役加入者に保険料の追加負担を求めない限り、対応ができない	○ 賃金上昇、インフレがあった場合には、その時点での現役加入者の保険料で対応
制度発足時の対応	○ 制度発足時の高齢・引退世代に相当水準の給付を行うためには、制度発足時の世代がその分の保険料を負担することが必要 ○ 現役世代は制度発足時から自分の将来の給付のために相当水準の保険料が必要	○ 制度発足時の高齢・引退世代に高額 of 保険料負担を求めずに、その時点 of 現役の保険料負担によって相当水準 of 年金を給付 ○ 現役世代は制度発足時に低い保険料負担ですむ

(出典：年金審議会資料)

7 厚生年金制度における世代間の年金給付額と保険料負担の関係（概念図）



- (注) 1. 平成6(1994)年財政再計算結果に基づき、最終的な保険料率は29.8%、本人の老齢年金受給期間は平均的に81.4歳までとしています。
2. 年金給付額と保険料負担については、「夫と妻（専業主婦で夫より3歳年下）」の場合を想定しており、20歳から59歳まで（70歳の人についてはその8割の期間のみ加入）の平均標準報酬月額が340,000円としています。
3. 額はすべて1人当たり（平成6(1994)年度価格）を示しています。
4. 保険料負担のほかに、税負担のうち年金給付に充てられる分（国庫負担分）があります。

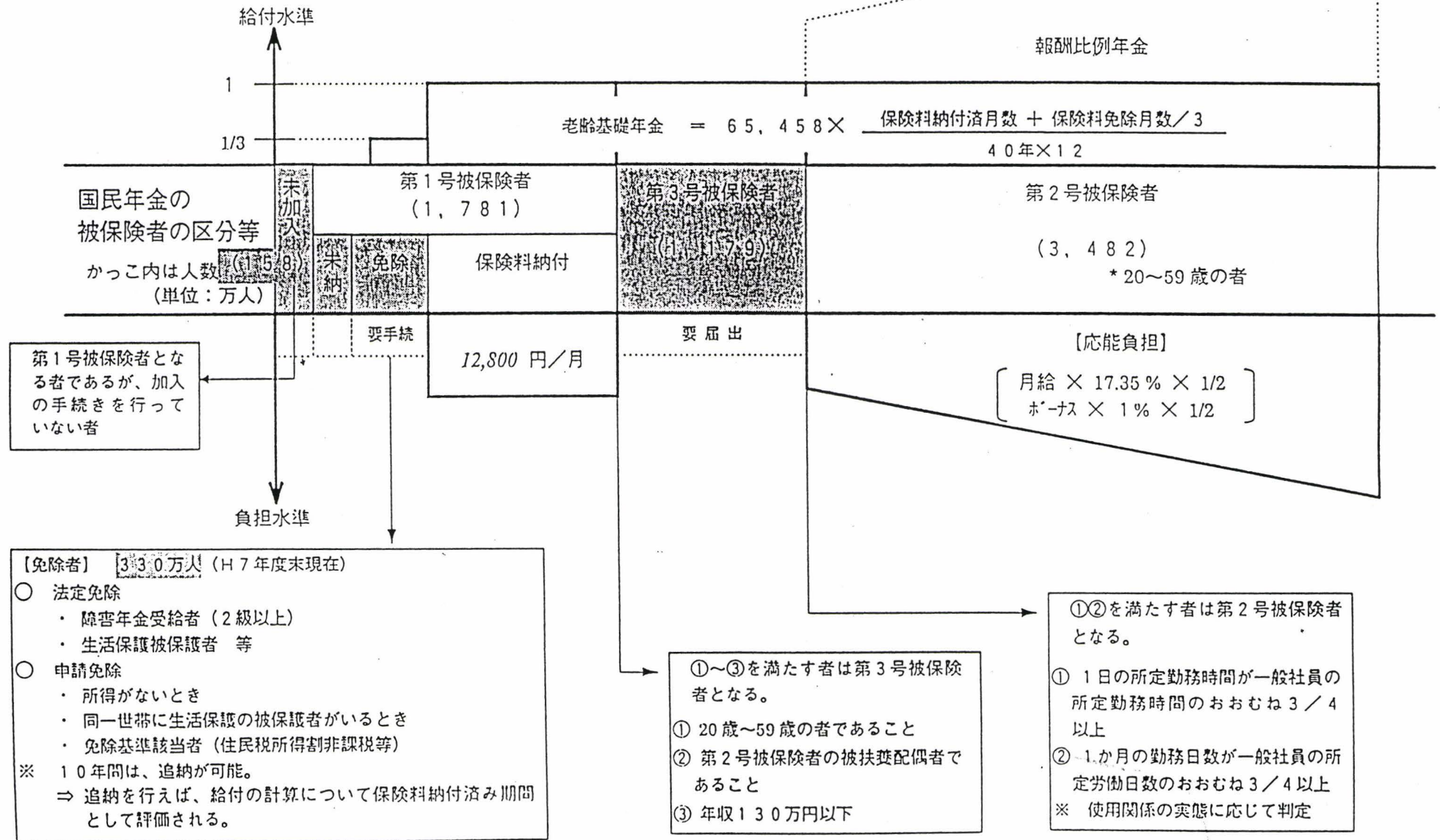
8. 未納、未加入等の状況

未加入者 158万人	未納者 172万人	免除者 334万人	保険料納付者 1430万人	
			第1号被保険者	
自営業者等 1936万人 (第1号被保険者)	専業主婦 1202万人 (第3号被保険者)	民間サラリーマン		公務員等
		3882万人 (第2号被保険者)		
7020万人				

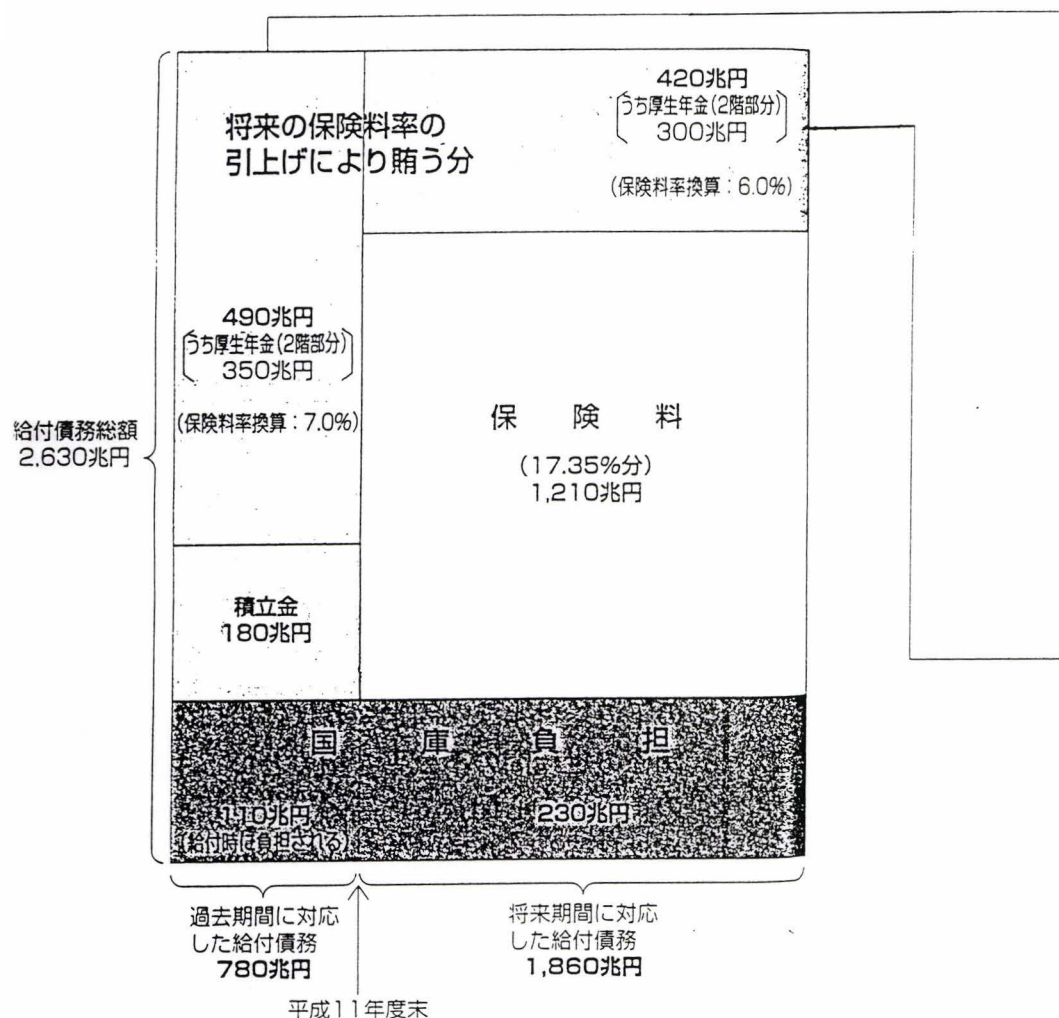
(出典: 平成9年度版年金白書、加入者数は1997年3月末現在)

9 国民年金被保険者の負担と給付の現状について（金額は、平成9年度価格）

（注）人数は、「平成7年公的年金加入状況等調査」（社会保険庁、H7.10.15時点。兵庫県を除く。）
及び「事業年報」（社会保険庁）によった。



10. 積立不足と二重負担



(注) 新人口推計に対応した粗い試算です。
 標準報酬上昇率 4.0%
 消費者物価上昇率 2.0%
 運用利回り 5.5% としています。

1. 厚生年金の給付債務

(1) 後代の負担となる債務発生の原因

次のとおり費用の一部は後代負担とし、保険料率を将来にわたり段階的に引き上げることとしているため、後代の負担となる債務が発生

- ・負担能力等を考慮し、これまで給付水準に見合った保険料を徴収してこなかったこと
- ・物価や賃金の上昇に応じた給付改善に要する費用は後代負担としてきたこと
- ・制度創設以降、加入者期間の短い者にも一定水準の給付を支給してきたこと

(2) 後代の負担となる債務額

- ① 過去期間に対応した給付のうち、現に積み立てられている積立金では足りず、将来の保険料によりまかなうこととなる部分
 490兆円(うち厚生年金(2階部分)350兆円)
 保険料率換算: 7.0%
- ② 将来期間に対応した給付のうち、現行保険料率17.35%では足りず、将来の保険料率の引上げによりまかなうこととなる部分
 420兆円(うち厚生年金(2階部分)300兆円)
 保険料率換算: 6.0%

2. 厚生年金(2階部分)を民営化した場合の問題(二重の負担)

- ① 過去期間に対応した厚生年金(2階部分)の後代の負担となる債務
 350兆円(被保険者1人当たり1,000万円)
 保険料率換算: 5.0%
- ② これに加えて、現役世代は自分の分の保険料負担が必要
 (現行の給付水準を維持するならば、切替え時に、現行以上の保険料負担が必要)

(出典: 平成9年度版年金白書)

11. 21世紀の年金を選択する一年金改革・5つの選択肢－（概要）

選 択 肢	主 な 手 法 等	参 考
A 案 現行制度の給付設計を維持する案 ⇒厚生年金の最終保険料率は、月収（標準報酬）の34.3%（ボーナスを含む年収〔総報酬〕の26.4%）に上昇	○基礎年金・報酬比例年金の給付水準や支給開始年齢等は、現行制度のまま。	○平成6年改正による制度成熟時の標準的な年金額 （40年加入、夫婦2人、妻は専業主婦の場合） 年金月額 23.1万円 所得代替率 対手取り総報酬62%
B 案 厚生年金保険料率を月収の30%以内にとどめる案 厚生年金の最終保険料率を、平成6年改正の前提であった月収（標準報酬）の30%（ボーナスを含む年収〔総報酬〕の23%程度）以内にとどめることとし、その範囲内に収まるよう給付設計を見直す。 ⇒平成37（2025）年度時点で支出総額を1割程度抑制	以下の手法の中から適切なものを組み合わせる。 （給付面） ＜給付の水準に関するもの＞ ○給付水準（給付乗率等）の抑制…… <u>現在受給している年金額は引き下げない。</u> ・高齢者の消費の状況等を勘案して給付水準を抑制する。 ・夫婦の標準的な年金額について、妻の平均的な厚生年金加入期間も踏まえて給付水準を抑制する。 ・賞金の高い者に重点を置いて給付水準を抑制する。 ○賞金スライドの見直し 裁定後の年金について、賞金スライドは行わず、物価スライドのみとする。 ○在職者の年金の見直し 60歳台後半の在職者について、その賞金等に応じて年金の支給を制限する。 ○一定以上の収入等のある者について、年金の支給を制限する。 等	○仮に給付水準（給付乗率等）の抑制だけで支出総額を抑制することとした場合、平成37（2025）年度における年金額と所得代替率のイメージは次のとおり。 （40年加入、夫婦2人、妻は専業主婦の場合） B 案 年金月額 20.7万円 所得代替率 対手取り総報酬55% C 案 年金月額 18.6万円 所得代替率 対手取り総報酬50% D 案 年金月額 13.9万円 所得代替率 対手取り総報酬37%
C 案 厚生年金保険料率を年収（ボーナスを含む）の20%程度にとどめる案 厚生年金の最終保険料率を、ボーナスを含む年収（総報酬）の20%程度（月収〔標準報酬〕の26%程度）にとどめることとし、その範囲内に収まるよう給付設計を見直す。 ⇒平成37（2025）年度時点で支出総額を2割程度抑制	等 ＜給付の期間に関するもの＞ ○支給開始年齢の見直し ・老齢基礎年金と本来支給の老齢厚生年金の支給開始年齢を65歳から67歳に引き上げる。 ・60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げ計画を早める。 ・60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分（別個の給付）の支給開始年齢を引き上げ、老齢厚生年金の支給開始年齢は65歳とする。 等	○なお、これは参考数字であり、他の手法を組み合わせた場合は、この年金額まで抑制する必要はなくなる。
D 案 厚生年金保険料率を現状程度に維持する案 厚生年金の最終保険料率を、現状程度の月収（標準報酬）の20%程度（ボーナスを含む年収〔総報酬〕の15%程度）にとどめることとし、その範囲内に収まるよう給付設計を見直す。 ⇒平成37（2025）年度時点で支出総額を4割程度抑制	（負担面） ○保険料引上げ計画の見直し等 ・保険料の引上げ計画を早め、できる限り将来世代との公平を図るとともに、積立金の運用収入を活用して将来の保険料率の増大を抑制する。 等	
E 案 厚生年金の廃止（民営化）案 公的年金は基礎年金を基本に1階建ての年金とする。厚生年金は廃止し、積立方式による民間の企業年金又は個人年金に委ねる。	○公的年金は基礎年金を基本に1階建ての年金とする。 ○2階部分に当たる厚生年金は廃止し、1階を超える部分は積立方式による企業年金や個人年金によって老後の生活設計を図ることとする。	○企業年金のない中小企業等で働く者への対応 ○想定を超えた大幅な経済変動への対応 ○切替時の二重負担の問題への対応

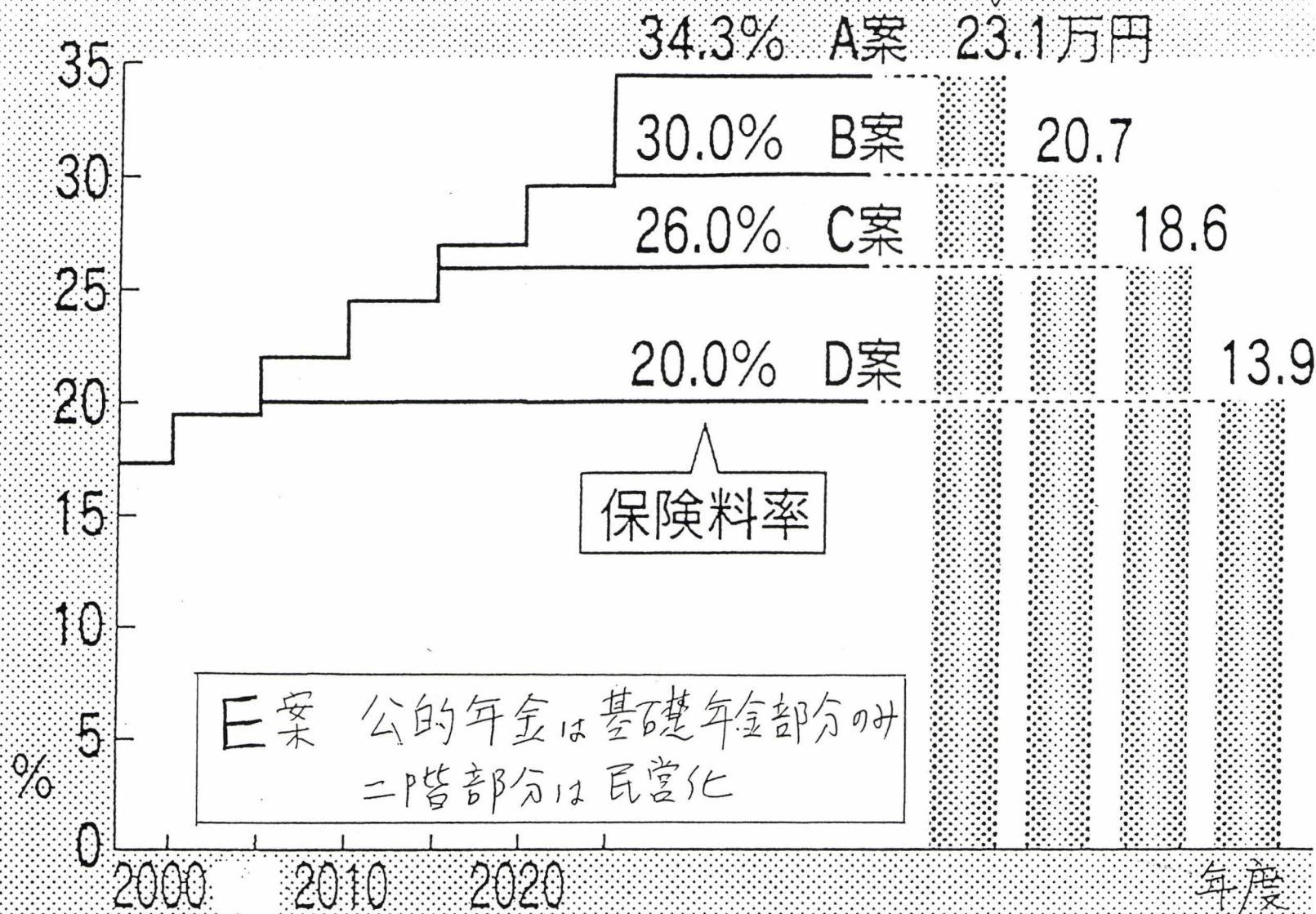
（注）○給付水準の抑制を行う場合においても、原則として、抑制されるのは年金額の伸びであり、現在受給している年金額を引き下げるものではない。
 ○平成37（2025）年度に支出総額の抑制が完了するよう支出総額を逡減させた場合を前提としている。
 ○最終保険料率は、現行の引上げ計画（5年ごとに2.5%）で引き上げた場合を前提としている。
 ○金額は、平成6年度価格である。

（出典：年金審議会資料）

12.

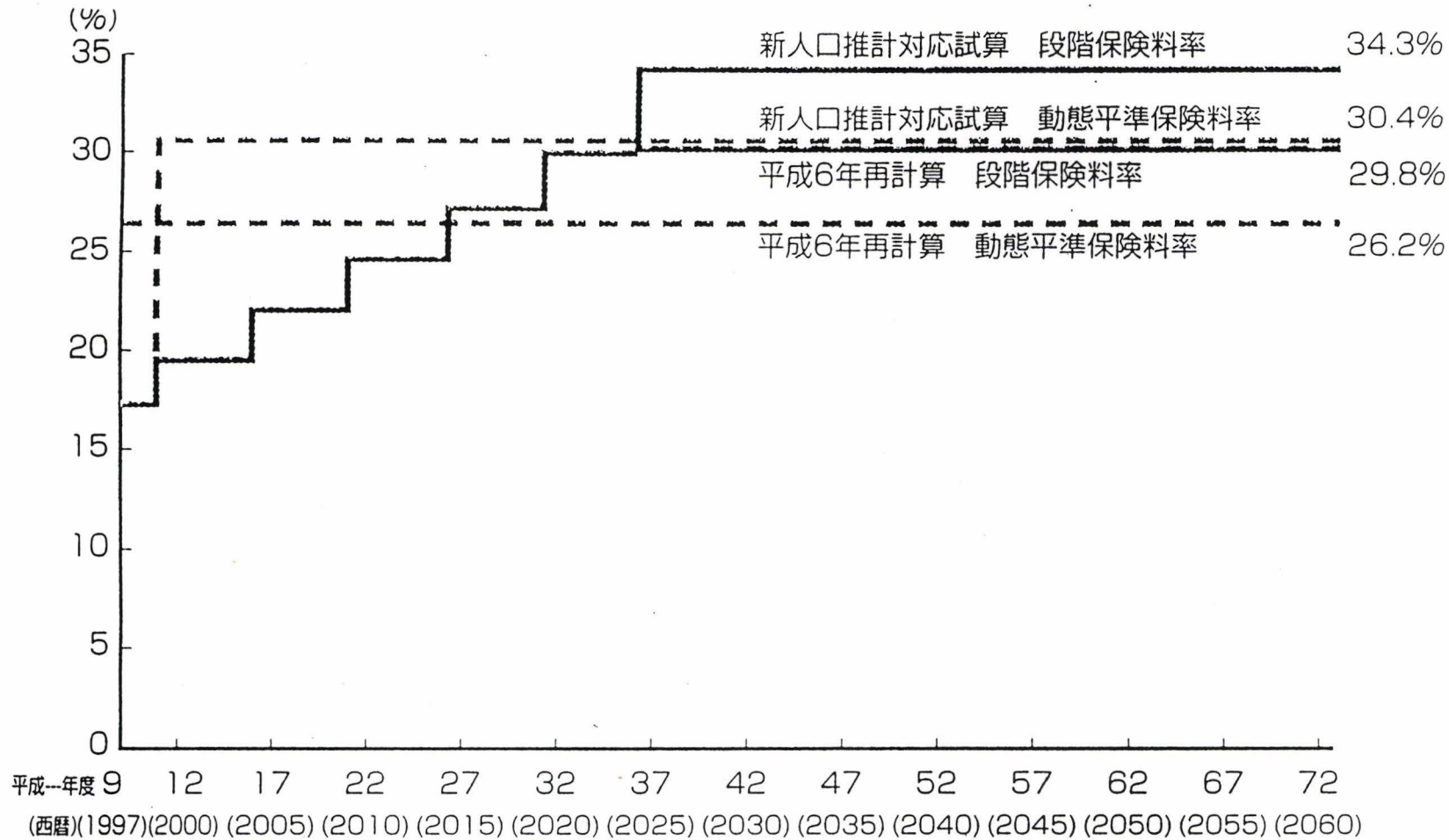
厚生省が示した厚生年金の保険料率と 年金月額を選択肢

2025年度の年金月額



2025

13. 厚生年金保険料率の将来見通し



(注) 新人口推計対応試算の動態平準保険料率は、平成12(2000)年度以降、一定の保険料率とする場合の保険料率です。

14. ナショナル・ミニマム議論のための資料

1. 現行老齢年金及び生活保護水準

(1) 老齢年金

モデル世帯（夫婦 2 人）

月額 230,983円（内訳） 基礎年金額(夫) 65,000円

〃（妻） 65,000円

厚生年金額 100,983円

（夫のみ厚生年金40年加入、妻は専業主婦）

(2) 生活保護

月額 115,552～174,859円（老人 2 人世帯、72歳男、67歳女）

2. 高齢者世帯の収入、消費支出等の状況

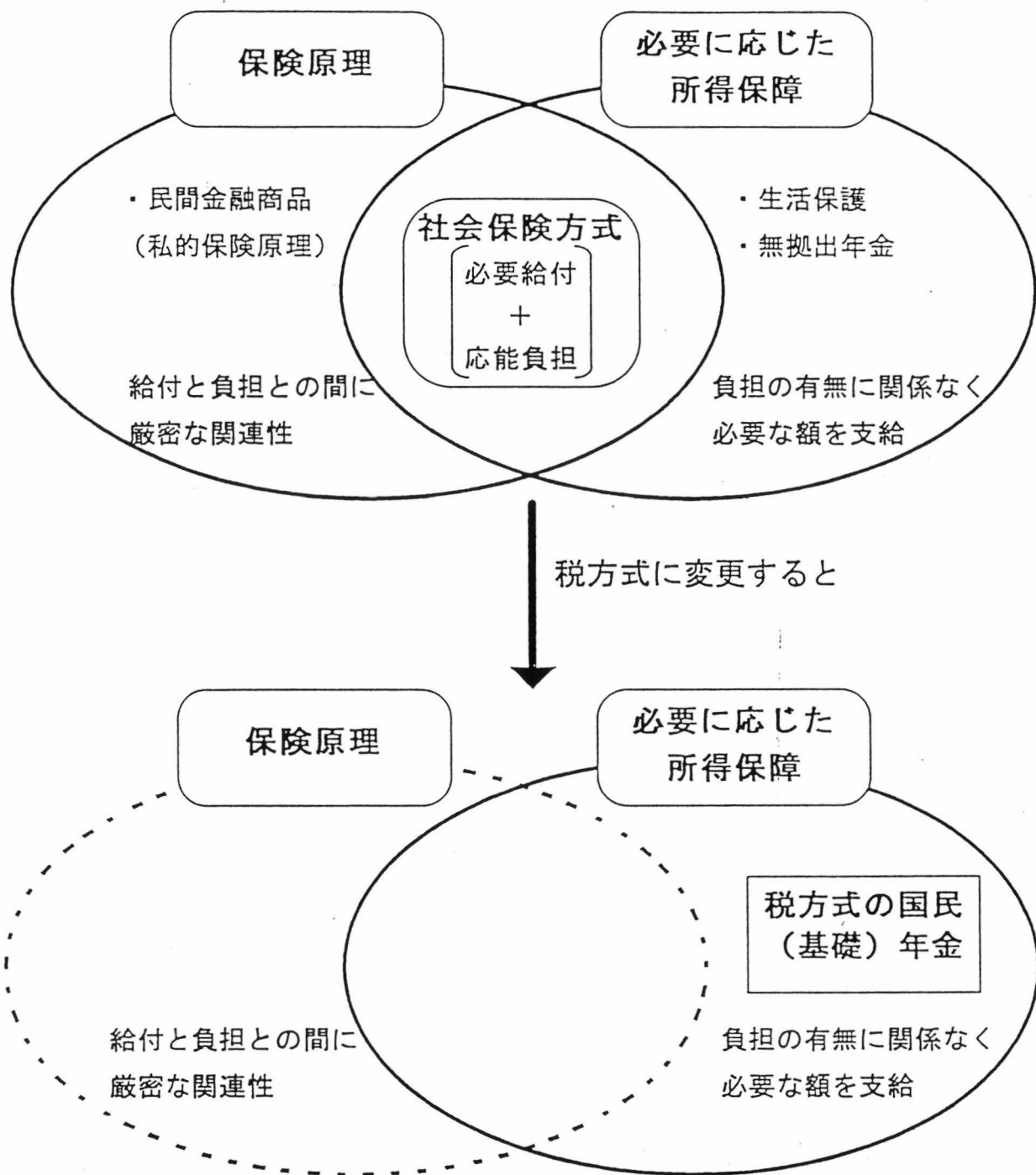
（月額：円）

		高齢者世帯		(参考) 現役世帯	
年間収入		3,822,000		5,976,000	
貯蓄現在高		20,987,000		6,436,000	
負債現在高		675,000		5,096,000	
支出		支出金額	累計	支出金額	累計
	食料	61,049	-	74,367	-
	住居	19,615	80,664	27,957	102,324
	光熱水道	14,684	95,348	16,230	118,554
	家具家事用品	10,365	105,713	10,572	129,126
	被服履物	10,796	116,509	17,198	146,324
	保健医療	12,333	128,842	10,237	156,561
	交通通信	21,227	150,069	35,655	192,216
	教育	9	150,078	13,827	206,043
	教養娯楽	27,900	177,978	31,838	237,881
	交際費その他	59,628	237,606	53,475	291,356

（資料：総務庁「平成 6 年全国消費実態調査」）

（出典：平成 9 年度版年金白書）

15. 社会保険方式と税方式



負担に関係なく必要に応じた給付設計が可能となる（所得・資産の保有に応じた年金給付となる一方で、負担に応じた給付は確保されなくなる（年金受給に対する権利性の欠如））。

16 税方式導入について

消費税方式を導入した場合の負担は以下の通り試算されている。

	現行	消費税方式導入後
消費税率	5 %	現行国庫負担分は一般財源充当 8. 2 % (3. 2%増) (*1) 現行国庫負担分も消費税充当 9. 3 % (4. 3%増)
国民年金保険料	月額 13, 300円	月額 0円
厚生年金保険料率	17. 35%	13. 05% (4. 3%減)

(*1) ピーク時 (2025年) には消費税率の引上げ幅は6. 1 %。

【消費税率・厚生年金保険料の試算の前提】

- ① 基礎年金拠出金の社会保険料負担を消費税負担とした場合の試算 (過去の未納・未加入分は不支給。平成10年度予算値)。
- ② 厚生年金保険料率の変化については、厚生年金が負担している基礎年金拠出金が消費税に置き換わったものとして試算 (過去の未納・未加入分は不支給。平成10年度予算値)。
- ③ 消費税収入は1 %あたり2. 7兆円として計算している。

(出典：年金審議会資料)

17. 諸外国の基礎年金制度

国	仕 組 み	財 源	受 給 資 格
オーストラリア	税 方 式	政府が全額負担	男 65 歳、女 60 歳 10 年間の居住
カナダ	税 方 式	政府が全額負担	65 歳、10 年間の居住 40 年間居住で満額年金
デンマーク	税 方 式	政府が全額負担	67 歳、40 年間居住で満額年金
フィンランド	※	被保険者、事業主、政府が負担	65 歳、10 年間の居住 40 年間居住で満額年金
アイスランド	※	事業主と政府が負担	67 歳、3 年間の居住 40 年間居住で満額年金
オランダ	社会保険方式	基本的に被保険者と政府が負担	65 歳、40 年間拠出で満額年金
ノルウェー	※	被保険者、事業主が負担 政府は赤字分を補填	67 歳、3 年間の居住 40 年間居住で満額年金
ニュージーランド	税 方 式	政府が全額負担	62 歳(2001 年までに 65 歳に漸次引上げ)、10 年間の居住
スウェーデン	※	被保険者、事業主、政府が負担	65 歳、3 年間の居住 40 年間居住で満額年金
イギリス	社会保険方式	被保険者、事業主が負担	男 65 歳、女 60 歳 一定期間の保険料拠出
日 本	社会保険方式	被保険者、事業主、政府が負担	65 歳、25 年間の拠出 40 年間拠出で満額年金

(注 1) ※印の国については、被保険者、事業主に拠出を求めているが居住期間のみによって年金額が決められている。

(下記の米国社会保障庁の資料では、税方式及び※印の国については、併せて Universal Pension (普遍年金) として整理)

(注 2) イギリスは、全就労期間の 9 割程度の拠出期間で満額年金。満額年金に必要な期間の 4 分の 1 に満たない場合受給権は発生しない。

出典：「Social Security Programs Throughout the World-1995」(米国社会保障庁) 等に基づき年金局で整理

(出典：年金審議会資料)

18. 公的年金民営化の提言と問題点

民営化提言の要点

- 現役世代の負担の軽減
 - ①報酬比例年金廃止
基礎年金のみ
 - ②公的年金の圧縮
(スリム化)

- 自助努力・選択幅の拡大
 - ・企業年金、個人年金への移行

- 積立方式への移行
 - ・制度の収益率の改善
 - ・世代間の負担の不公平の是正
 - ・貯蓄・労働の促進

- 積立金運用の効率化

民営化の問題点

- 報酬比例年金の廃止

↓

特に企業年金のない被用者の老後の
所得保障の問題

- 積立方式への移行

↓

①物価・賃金の変動の危険性への対処
可能性

②切替時の二重の負担

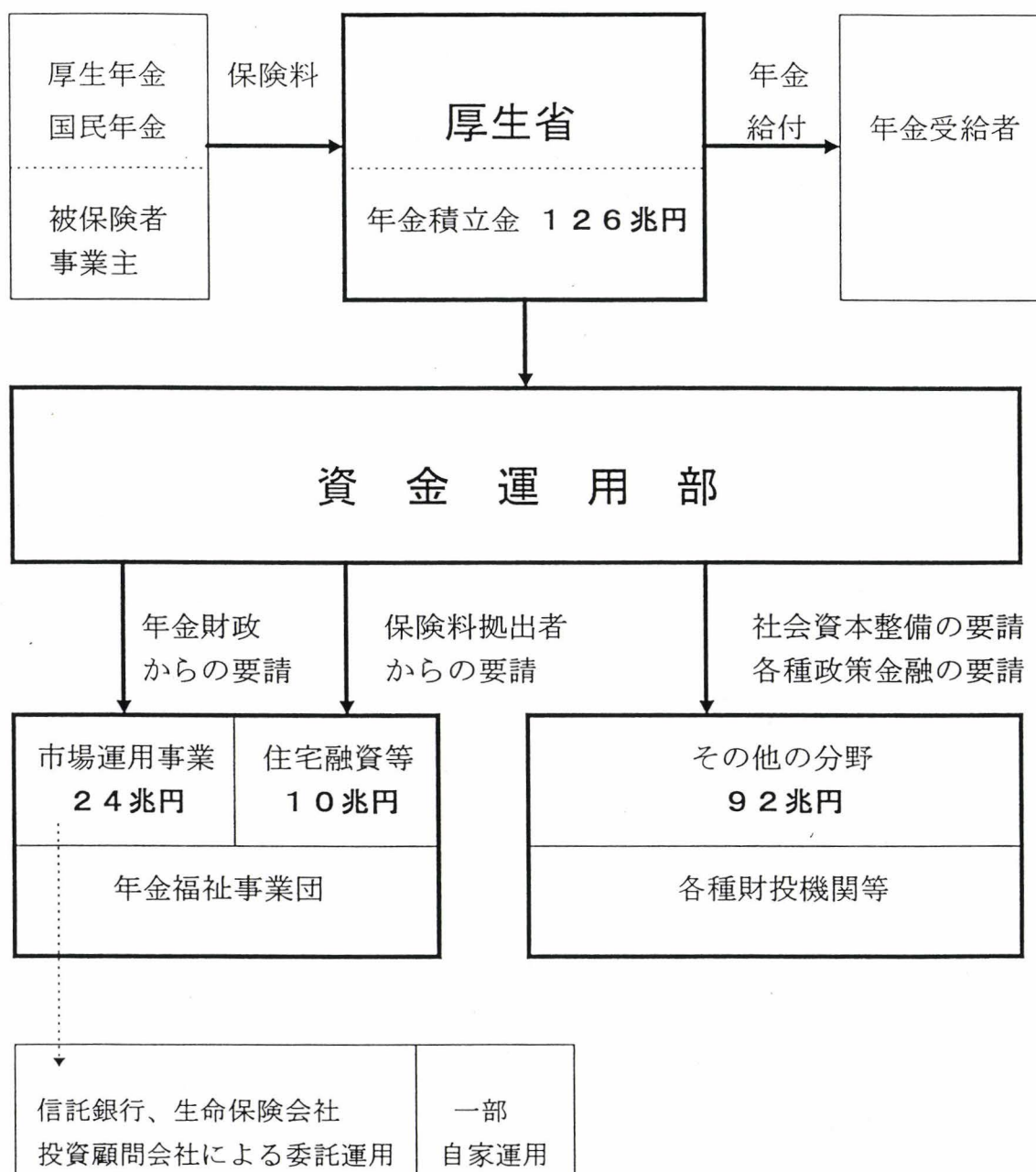
※厚生年金の過去期間の債務（後代負担）

現在価値総額 350 兆円

=1000 万円/被保険者 1 人（一時金）

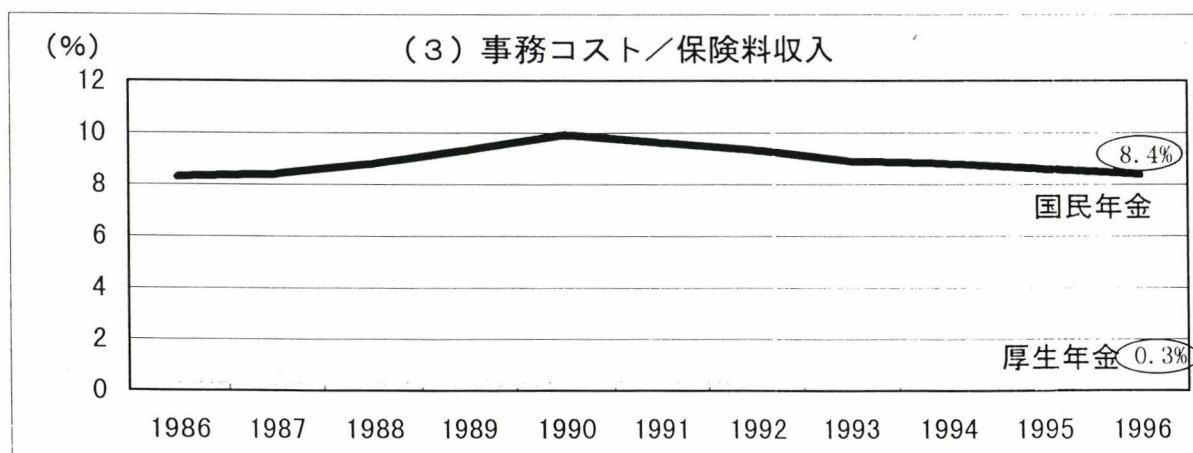
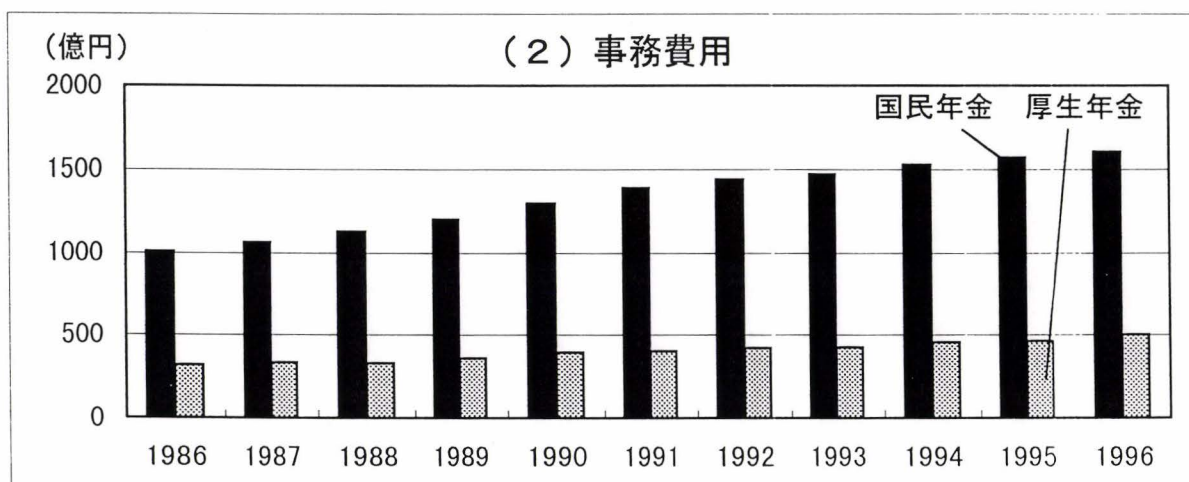
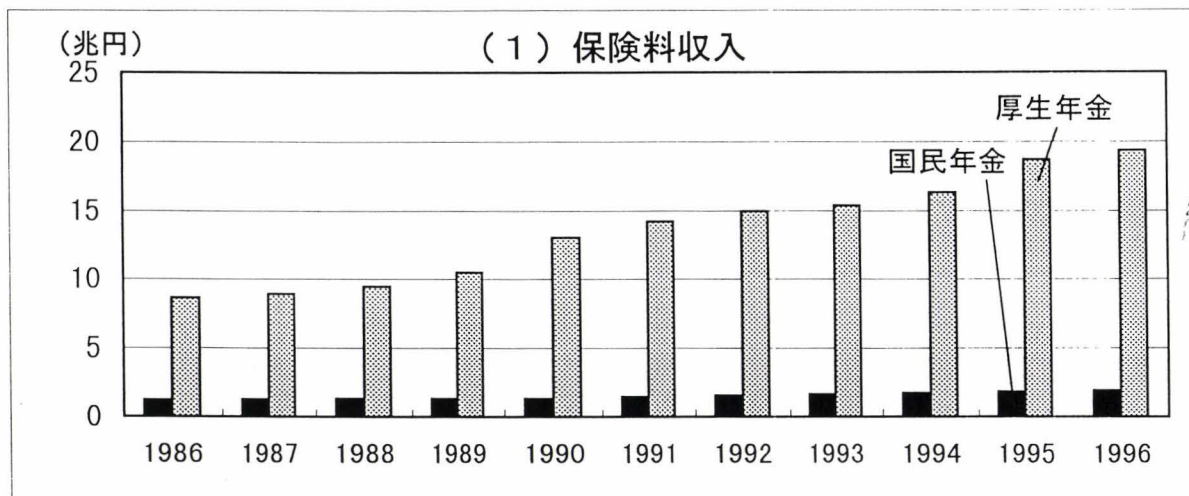
=保険料率 5%分/被保険者 1 人

19. 公的年金積立金の流れ（金額は 1996 年度末残高）



参照：「平成9年度版 年金白書」

20 公的年金の事務コスト



(出典：平成9年度版年金白書)

2/ 確定拠出型年金

(1) 概要

- あらかじめ定めた算定方式により掛金を拠出し、掛金額とその運用収益との合計額を基に給付額を決定する給付設計の年金。
- 諸外国では、年金原資を加入員ごとに管理し、また、加入員が運用方法を選択する形が一般的である。
- 現在の厚生年金基金は、確定給付型年金であり、確定拠出型の給付設計は認められていない。
- 諸外国では、確定給付型と確定拠出型を組み合わせたもの（ハイブリッド型）も多い。

〔参考〕 確定給付型年金（給付建て年金）

給付額が一定の算定方法に基づきあらかじめ定められ、これを賄うために必要な年金原資を積み立てるための掛金を数理計算により算出し、拠出する年金。

(2) メリット・デメリット

一般的に言われている確定給付型年金と比較した場合のメリット、デメリットは以下のとおり。

○ メリット

- ・ 掛金が確定され給付が事後的に決まるため、母体企業にとって後発負担が生じないこと
- ・ 年金原資を加入員ごとに管理する場合には、各加入員が常に拠出額の運用残高を把握できること
- ・ 一般的に短期間で受給権が付与され、転職に際してポータビリティが高いこと
- ・ 一定の範囲内で加入員が運用方法を選択できる仕組みも設計できること

○ デメリット

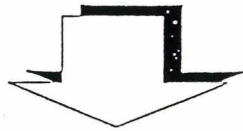
- ・ 投資リスクを加入員が負う形となること
- ・ 給付額が事前に確定せず、老後の生活設計が不確定になりやすいこと
- ・ 加入員が運用方法を選択する場合には、安全性を重視し、投資対象が低リスク・低リターンのものであり、将来の運用収益が低くなる場合があること
- ・ 年金原資を加入員ごとに管理する場合には、加入員ごとの詳細な資産運用記録の管理が必要になること

（出典：年金審議会資料）

2.2 総報酬制導入に伴う負担と給付の在り方

総報酬制導入の必要性 = 負担の不公平是正

1. 月給のみが賦課のベースとなっていることによる負担の不公平の是正
2. ボーナス支給の定着・給与支払形態の多様化（年俸制・メリット制）への対応



負担の在り方

【現 行】 $\text{標準報酬月額} \times 17.35\% + \text{ボーナス} \times 1\%$ （労使折半）
（上限 59万円）

【変 更】 $(\text{月給} + \text{ボーナス})$ に対して保険料率を設定
（上限設定の必要性・設定する場合の具体的な在り方について検討する）

給付の在り方

【現 行】 報酬比例部分の給付設計

平均標準報酬月額 $\times$ 可処分所得スライド率 $\times$ 給付乗率 $\times$ 被保険者期間
 $\Rightarrow \frac{340,000}{(\text{上限あり})} \times 0.99 \times \frac{7.5}{1,000} \times 40 \text{ 年} (=100,983)$
（一律乗率）

【変更の考え方】

1. ボーナスを保険料課税のベースとする以上、月給にボーナスを加えたものを給付算定のベースとする必要があるのではないか。
2. 月給にボーナスを加えたものを給付算定のベースとしつつ、現行の給付乗率（7.5/1000）をそのまま使うと給付額が大きくなるので、給付乗率を下げる必要があるのではないか。
3. 月給の額が高いほどボーナスの支給割合も大きいという傾向があることから、一律の乗率とした場合、高額な月給の場合は給付算定のベースにボーナスを加えることで、より高額の年金額となる。このため、月給とボーナスの総額が大きくなるほど乗率を減減することが必要ではないか。
4. なお、給付算定のベースは、現行のとおり、月給を基本とし、ボーナスについては別建ての計算式で、一部を給付に反映させる考えもあるのではないか。

23 施設入所者に対する費用徴収等の現状

	現 行 制 度		介護保険制度創設後		施 設 数 (定員(ベッド)数)
	利用者負担	費 用 負 担	利用者負担	費 用 負 担	
特 別 養 護 老人ホーム	〔費用徴収〕 本人の収入等に応じ 負担 (最高24万円) 〔平均月4.5万円 程度〕	国 1/2 市および福祉事務 所を設置する町村 市町村 1/2 その他の町村 都道府県 1/4 町村 1/4	約4.7万円 〔1割負担2.4万円 +食事負担〕	国 2/8 都道府県 1/8 市町村 1/8 介護保険の保険料 4/8	3,458 (235,992) (平成8(1996)年 10月1日)
老人保健施設	〔利用料〕 施設毎に設定 (月6.0万円程度) 〔日常生活費分の 約1.3万円を含む。〕 生活保護対象者には 一定額の生活扶助	国 4/12 都道府県 1/12 市町村 1/12 医療保険の拠出金 6/12	約5.0万円 〔1割負担2.7万円 +食事負担〕		1,754 (153,524) (平成9(1997)年 6月末)
老 人 病 院	〔一部負担〕 入院 月約3.0万円 食事負担 月約2.3万円 〔生活保護対象者 には医療扶助〕	国 4/12 都道府県 1/12 市町村 1/12 医療保険の拠出金 6/12	約6.1万円 〔1割負担3.8万円 +食事負担〕		1,623 (179,852) (平成8(1996)年 5月1日)

(注) 介護保険制度創設後の利用者負担については、平成7(1995)年度価格を使用しています。

例えば、老人医療で入院をしている場合でも年金支給はそのままである。

(出典：平成9年度版年金白書)

24 老齢年金に対する課税の仕組み

○ 税制上の所得区分 雑所得

○ 公的年金等控除（定額控除＋定率控除）

最低控除額 140万円（65歳未満は70万円）

定額控除額 100万円（65歳未満は50万円）

定率控除額 定額控除後 ～360万円 25%
～720万円 15%
720万円～ 5%

○ 各種人的控除

上記の公的年金等控除を行った後、雑所得額が算定されるが、これに他の所得を合わせた後、以下の所得控除を行って課税所得を算出。

① 老年者控除 50万円

（年齢65歳以上、所得控除前の合計所得額1,000万円以下の者に適用）

② 配偶者控除 38万円

（配偶者が70歳以上の場合 48万円）

③ 配偶者特別控除 38万円

④ 基礎控除 38万円

○ 公的年金等の課税最低限（平成8年分所得）

・ 65歳以上 夫 婦 : (配偶者が70歳以上) 3,488千円
(配偶者が70歳未満) 3,346千円

単 身 : 2,342千円

・ 65歳未満 夫 婦 : 2,137千円

単 身 : 1,110千円

（参考）現役世代（給与所得者）の課税最低限

夫 婦 : 209.5万円

単 身 : 110.7万円

25 現役サラリーマンA氏と退職者B氏の課税状況

(東京ファイナンシャルプランナーズ試算、単位円、▲は控除額)

――A氏(30)の場合――		――B氏(65)の場合――		
給与収入	4,000,000	〈夫〉	〈妻〉	
給与所得控除 ▲1,340,000		年金(基礎・厚生 2,680,400	(基礎・厚生 975,300	2655.700
社会保険料 ▲423,036		年金)収入	振替加算)	
配偶者控除 ▲760,000		公的年金等控除 ▲1,420,100	▲1,400,000	
配偶者特別控除)		雑所得(年金以外) 344,300	-	344300
基礎控除 ▲380,000		社会保険料 ▲105,000	-	<u>4,000,000</u>
課税所得 1,096,000		老年者控除 ▲500,000	-	
		配偶者控除 ▲760,000	-	
所得税 109,600		配偶者特別控除)	-	
住民税 54,800		基礎控除 ▲380,000	-	
		課税所得 0	0	

(出所)「日本経済新聞」(97年4月27日朝刊)

26. 年金種類別の税務上の取扱

	適格年金制度	厚生年金基金制度	個人年金制度
(拠出時)			
会社拠出金	経費として損金算入	経費として損金算入	—
従業員掛金	原則として従業員負担無し 生命保険料控除を適用 (控除限度額 5万円)	社会保険料控除を適用	生命保険料控除を適用 (個人年金保険料 控除限度額 5万円)
(資産課税)	特別法人課税 約1%	原則非課税	原則非課税
(受給時)	退職年金：雑所得として課税 課税所得＝年金給付額 －公的年金等控除額 －配偶者控除 －基礎控除	雑所得として課税 課税所得＝年金給付額 －公的年金等控除額 －配偶者控除 －基礎控除	雑所得として課税 課税所得＝年金給付額 －(年金年額 ×支払保険料総額 ÷年金総額)

注 (適格年金の所得区分)
 退職一時金：退職所得
 遺族年金 } 相続税課税対象
 遺族一時金 }

